

設 計	令和 4 年 6 月
年 月 日	

設 計 者

審 査 者

工 事 名 : 中島配水場建屋耐震補強工事 設 計 内 訳 書

本資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有するものではない。

帯 広 市
上下水道部 技術室 水道課施設係

設 計 説 明 書

- 1 施 工 理 由 本工事は、中島配水場建屋耐震補強工事
の工事を行うものである。
- 2 工 期 契約上の着工日から令和 5年 3月 9日まで
- 3 仕 様 書 別紙「特記仕様書」による。

設 計 概 要 書

工 事 名 : 中島配水場建屋耐震補強工事

施 工 位 置 : 帯広市中島町東4線120番6

設 計 額 : 円

設 計 者 職 氏 名 :

施 工 内 容	1. 構造・規模 S造平屋建 248.72㎡	工 事 内 訳	種 別	
	(地下貯水槽部 237.38㎡ 計486.10㎡)		直 接 工 事 費	
	2. 工事概要 耐震補強及び劣化補修工事		共 通 仮 設 費	
			純 工 事 費	
	3. 別途工事 機械設備工事、電気設備工事、土木工事		現 場 管 理 費	
			工 事 原 価	
			一 般 管 理 費 等	
			契 約 保 証 費	
			産 業 廃 棄 物 処 分 費	
			工 事 価 格	
			消 費 税 相 当 額	
			本 工 事 費	

工 事 名

中島配水場建屋耐震補強工事

一 金

円

名 称	内 容	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
C	共通仮設費	1	式						
B	直接工事費	1	式						
	純工事費								
D	現場管理費	1	式						
	工事原価								
	一般管理費	1	式						
E	一般管理費再計								
	契約補償費	1	式						
	産廃処理費	1	式						
A	工事価格								
	消費税相当額	10%	1	式					
	本工事費								

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
C 共通仮設費									
建築	監督員事務所を設けない	1	式						
VOC濃度測定機器	VOC(トルエン・キシレン等)	2	個						
VOC濃度測定機器	ホルムアルデヒド	2	個						
計									

名 称	内 容	数 量	单 位	单 价	金 额	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 额	
B 直接工事費									
1 建築主体直接工事費		1	式						
2 発生材運搬費		1	式						
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
1 仮設									
(外部) 養生	外壁改修	142	m ²						
開口部養生		29.3	m ²						
整理清掃後片付	外壁改修	142	m ²						
外部足場	枠組本足場（手摺先行方式） 建枠600×1,700 40日間	430	m ²						
ネット状養生シート張り	防災Ⅰ類 40日間	430	m ²						
安全手摺	手摺先行方式 40日間	71.4	m						
仮設材運搬	枠組本足場 建枠幅600	430	m ²						
仮設材運搬	シート、ネット類	430	m ²						
仮設材運搬	安全手摺（手摺先行方式）	71.4	m						
(内部) 墨出し	内部改修 複合改修	30.3	m ²						
養生	内部改修 複合改修	226	m ²						
養生	内部改修 塗装塗替え程度	20.5	m ²						
整理清掃後片付	内部改修 複合改修	226	m ²						
整理清掃後片付	内部改修 塗装塗替え程度	20.5	m ²						
内部仕上足場	脚立足場 4.0m以下 20日間	247	m ²						
仮設材運搬費	脚立足場 平屋建	247	m ²						
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
2 外部とりこわし									
シーリング撤去	建具周り 集積共	77.3	m						
シーリング撤去	水切、目地他	81.4	m						
既存塗膜除去	カンタ-工法 下地処理共(G1) ALC面リソ	159	m ²						
既存塗膜除去	腰壁AEP 工程RB種	85.2	m ²						
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
3 外部改修									
腰珉外ひび割れ補修	0.2≦W≦1.0 珉外珉樹脂自動低圧注入工法	53.4	m						
建具周リシリング	15×10 MS-2	77.3	m						
水切周リ他シリング	20×10 MS-2	18.0	m						
珉外面塗装	EP 工程B種 (一般) 下地調整RB種 (塗替え面)	85.2	m ²						
ALC面塗装	可とう形外装薄塗材E 下地調整費(E)共 砂状吹付	159	m ²						
軒天ホ-ト面塗装	EP 工程B種 (見上) 下地調整RB種 (塗替え面)	52.7	m ²						
軒天鋼板パ-テ珉面	下地鉄鋼面 RB種 (塗替面) DP塗 1級 鉄鋼面	9.4	m ²						
水切、他塗装	下地鉄鋼面 RB種 (塗替面) DP塗 1級 鉄鋼面	58.8	m						
屋根面塗装	下地鉄鋼面 RB種 (塗替面) DP塗 1級 鉄鋼面	422	m ²						
OP塗り (細巾部)	鉄鋼面 工程B種 錆止現場1回共	3.6	m						
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
4 内部とりこわし									
(床)									
床ビニールシート撤去	集積共	6.4	m ²						
床下地合板撤去	集積共 一重張	17.2	m ²						
床組撤去	鋼製床組 一部再利用 (つか立床組程度)	19.1	m ²						
タタミ撤去	1畳	6	枚						
ビニール巾木撤去	集積共	28.7	m						
コンクリート撤去	鉄筋切断共 人力 集積共	0.1	m ³						
コンクリート目あらし	床面	1.7	m ²						
珪藻土目あらし	床面	6.3	m ²						
(壁)									
壁下地撤去	LGS90型 集積共	71.8	m ²						
壁ボード撤去	石膏ボード 12mm 一重張 一般 集積共	72.8	m ²						
壁ボード撤去	石膏ボード 9mm 一重張 一般 集積共	73.2	m ²						
壁クロス張撤去	集積共	110	m ²						
コンクリート目あらし	壁面	0.6	m ²						

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
(天井)									
天井下地撤去	軽天19型 集積共	58.6	m ²						
天井ボード撤去	ジプトン 9mm 一般 一重張 集積共	68.8	m ²						
天井ボード撤去	フレキシブルボード 6mm アスベスト含有 一重張 集積共	160	m ²						
天井GW撤去	下地シート共	75.0	m ²						
天井点検口撤去	集積共	3.0	ヶ所						
(開口部)									
建具周囲はつり	RC15cm 集積共	1.1	m						
木建具撤去	WD-3 片開き戸 枠共 集積共	1.0	m ²						
木建具撤去	WD-1 両開き程度 枠共 集積共	4.2	m ²						
木開口枠撤去	集積共 (木製片開き程度)	3.0	m ²						
ガラス撤去	集積共	2.0	m ²						
ガラス窓枠撤去	集積共 (木製片開き程度)	2.0	m ²						
鋼製戸撤去	枠共 集積共 (再取付用)	1.8	m ²						
(便器)									
和式大便器撤去	再使用しない 洗浄弁式	1	個						
衛生器具清掃消毒費	和式大便器	1	個						
鋼管撤去	再使用しない ねじ接続 便所 20A	1.0	m						
保温撤去	再使用しない 屋内一般 GW 20A	1.0	m						
山砂	便槽充填用	2.0	m ³						

名 称	内 容	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
5 鉄骨									
耐震ブレース	Y2通り X2～3間	1	式						
耐震ブレース	X2通り Y2～3間	1	式						
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
7 金属									
溶接金網	6φ×150	3.8	m ²						
鋼製床補修	既存品再利用取付	1.6	m ²						
鋼製床改修	高さ300mm以下	13.2	m ²						
軽鉄間仕切	90型 下地張なし 300@	41.6	m ²						
軽鉄開口補強	90型 4方補強 200×900同等	1	ヶ所						
軽鉄開口補強	90型 4方補強 450×900同等	3	ヶ所						
軽鉄間仕切	65型 下地張なし 300@	60.5	ヶ所						
軽鉄開口補強	65型 扉等3方補強 900×2,000	3	ヶ所						
軽鉄開口補強	65型 4方補強 450×900同等	4	ヶ所						
軽鉄開口補強	65型 4方補強 200×400同等	10	ヶ所						
軽鉄開口補強	90型 扉等3方補強 ACD-2部 1,700×1,800	1	ヶ所						
軽天	ふところ1.5m未満 下地張なし 19型 225@ インサート別途	22.2	m ²						
軽天	ふところ1.5~2.5m未満 下地張なし 19型 225@ インサート別途	8.3	m ²						
軽天	ふところ1.5m未満 下地張なし 19型 300@ インサート別途	28.1	m ²						
軽天開口補強	19型 450□ ホ-ト°切込共	4	ヶ所						
軽天開口補強	19型 150φ以下 ホ-ト°切込共	1	ヶ所						
天井改め口	内外枠共額縁 450□ 一般タイプ アルミ製	5	ヶ所						
計									

名 称	内 容	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
9 塗装									
EP塗り (壁)	EP 工程B種 (一般) 下地調整RB種 (塗替え面)	291	m ²						
EP塗り (天井)	EP 工程B種 (見上) 下地調整RB種 (塗替え面)	178	m ²						
DP塗り (鋼製建具面)	塗料 I 種 錆止別途	54.3	m ²						
OP塗り (木部)	工程B種 塗料 I 種 素地B種	8.9	m ²						
OP塗り (細巾部)	木部 工程B種 (屋内) 素地A種	54.4	m						
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
10 内装									
床 合成樹脂発泡材	750mm敷込 3種b	3.6	m ²						
床 珪酸樹脂塗床	着色平滑仕上 76mm 立上り共	175	m ²						
床 合板張	構造用合板 針葉樹12mm品 72.5mm	25.9	m ²						
床 長尺塩ビシート張	織布積層ビニルシートS熱溶接工法	68.8	m ²						
ビニル巾木	H=100	38.4	m						
壁 石膏ボード張	突付張 GB-R 712.5mm 不燃	124	m ²						
壁 ビニルクロス貼	普及品 不燃材 ボード面 素地B種	110	m ²						
見切縁	天井廻縁 塩化ビニル製	84.8	m						
天井 化粧石膏吸音板	準不燃 突付	68.8	m ²						
天井 フレキシブルボード	76mm 素板 突付張	148	m ²						
フローイング	天井用 密度18kg 7200mm グラスファイバー	76.2	m ²						
防湿シート	ポリエチレンフィルム 70.15mm	76.2	m ²						
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
11 仕上ユニット									
鋼製建具	取外し、改修 再取付	1	ヶ所						
木製枠	WW-2枠	1	ヶ所						
木製枠	WW-3枠	1	ヶ所						
WW-1 ガラス	FL5mm 清掃共 押縁共	1.1	m ²						
WW-2 ガラス	FL5mm 清掃共 押縁共	0.7	m ²						
ACD-2 木製枠	ACD枠 補修共	2	ヶ所						
ACD-1, ACD-2 アコーディオンカーテン	取外し、再取付	2	ヶ所						
AD-1 アルミドア補修	押板取替 FHカバー取替	1	組						
照明器具取外し再取付	露出 FHL40W×2	12	台						
照明器具取外し再取付	露出 FHL40W×2	6	台						
照明器具取外し再取付	露出 FHL40W×1	2	台						
照明器具取外し再取付	埋込 FHL40W×2	1	台						
照明器具取外し再取付	露出 FHL40W×2	1	台						
照明器具取外し再取付	露出 FHL20W×1	1	台						
照明器具取外し再取付	埋込 FCL40W+30W	1	台						
照明器具取外し再取付	埋込 IL40W	1	台						
照明器具取外し再取付	露出 FHL20W×1	1	台						
計									

名 称	内 容	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
B-2	発生材運搬費								
1	外部	1	式						
2	内部	1	式						
	計								

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
1 外部									
がれき類	2 t ダンプ 人力積込 DIDなし 6.5km以下	0.29	m ³						
廃プラ	2 t ダンプ 人力積込 DIDあり 60.0km以下	0.03	m ³						
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
2 内部									
石膏ボード	2 t ダンプ 人力積込 DIDあり 60.0km以下	2.35	m ³						
非飛散性アスベスト フレキシブルボード	2 t ダンプ 人力積込 DID無し 60.0km以下	0.96	m ³						
金属くず	4 t ダンプ BH0.28m ³ DIDあり 60.0km以下	6.31	m ³						
GW	2 t ダンプ 人力積込 DIDあり 60.0km以下	15.1	m ³						
紙くず	2 t ダンプ 人力積込 DIDあり 60.0km以下	0.17	m ³						
廃プラ	2 t ダンプ 人力積込 DIDあり 60.0km以下	0.02	m ³						
木くず	2 t ダンプ 人力積込 DIDあり 60.0km以下	0.96	m ³						
ガラス	2 t ダンプ 人力積込 DIDあり 60.0km以下	0.01	m ³						
コンクリート	2 t ダンプ 人力積込 DID無し 6.5km以下	0.51	m ³						
タタミ	2 t ダンプ 人力積込 DIDあり 60.0km以下	0.51	〃						
がれき類	2 t ダンプ 人力積込 DIDあり 60.0km以下	0.12	m ³						
計									

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	第 回既成部分		摘 要
							数 量	金 額	
産廃処理費									
がれき類		0.43	t						
廃プラ		0.01	"						
石膏ボード		1.52	"						
非飛散性アスベスト フレキシブルボード		1.53	"						
金属くず		3.68	"						
GW		0.27	"						
紙くず		0.04	"						
廃プラ		0.03	"						
木くず		0.53	"						
ガラス		0.01	"						
コンクリート		0.60	"						
タタミ		0.28	"						
がれき類		0.18	"						
循環税相当額									
計									

中島配水場 建屋耐震補強工事

特記仕様書

令和 4 年 6 月

帯広市上下水道部技術室水道課施設係

● 共通事項特記仕様書

- I 工事概要及び範囲
- II 各 工 事

● 第1章 一般共通事項

○ 新営工事特記仕様書

- 第2章 仮設工事
- 第3章 土工事
- 第4章 地業工事
- 第5章 鉄筋工事
- 第6章 コンクリート工事
- 第7章 鉄骨工事
- 第8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事
- 第9章 防水工事
- 第10章 石工事
- 第11章 タイル工事
- 第12章 木工事
- 第13章 屋根工事
- 第14章 金属工事
- 第15章 左官工事
- 第16章 建具工事
- 第17章 カーテンウォール
- 第18章 塗装工事
- 第19章 内装工事
- 第20章 ユニット及びその他工事

● 改修工事特記仕様書

- 第2章 仮設工事
- 第3章 防水改修工事
- 第4章 外壁改修工事
- 第5章 建具改修工事
- 第6章 内装改修工事
- 第7章 塗装改修工事
- 第8章 耐震改修工事
- 第9章 環境配慮改修工事
- 第10章 屋根工事
- 第11章 その他

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 北海道帯広市中島町東4線120-6
 2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	中島配水場	S造平屋建	248.72	m ²	地階237.38m ²
○					
○					
○					

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ● 無
 4. 指定部分工事
 (1) 工事範囲
 (2) 指定工期 契約上の着工日より 令和 年 月 日まで
 5. 別途工事
 6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入)
 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種				備考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のシーリング、箱抜等及びモルタル等の充填		○	○	○	補強は建築
上記の補強	●				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、スポットカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
バルコニー・ルーフドレイン等 排水金物	○			○	配管は衛生
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		

II 各工事

1. 図面及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 平成31年版（各工事編）」（以下、「標準仕様書」という）、「公共建築改修工事標準仕様書 平成31年版（各工事編）」（以下、「改修標準仕様書」という）、「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」（以下、「解体共通仕様書」という）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和元年10月版）」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 (1) 章は○印を、項目は▷印を塗りつぶしたものを適用する。
 (2) 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしない場合は*印をつけたものを適用する。
 (3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、*印のつけたものがある場合は、共に適用する。
 (4) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
 4. 本工事における工事監理業務委託の有無 ○ 有 * 無
 5. 関係法令等
 (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）
 ・ 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）
 ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という）
 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という）
 ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という）

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 石綿障害予防規制
- ・ 建築基準法
- ・ 環境基本法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱

(2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

6. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

- ・ 別途工事にて、土木工事、電気工事、設備工事を同時に行うため、充分なる事前協議をなし
-
- 施工すること。
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

● 第 1 章 一般共通事項

項 目 特 記 事 項

▶ 1. 地元材等の優先使用
 ▶ 2. 環境への配慮

本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）

受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守する。

(1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1）
 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次のアからウを満たすものとする。

ア. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。

イ. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。

ウ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。

※1 化学物質を放散する建築材料等
 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤

(2) 環境物品等の調達
 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。

上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを積極的に選択・使用するよう努めること。

(3) 工事中の留意事項

ア. 換気の励行
 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。

イ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置
 工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。

また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。

(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定
 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

【測定対象化学物質の種類及び指針値】

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
* ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）
* トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）
* キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）
* エチルベンゼン	0.88ppm（3,800μg/m ³ ）
* スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）
○ n-ブチルベンゼン(学校施設)	0.04ppm（240μg/m ³ ）

	濃度測定	● 行う ○ 行わない
	測定箇所	(<u>2</u>) 箇所 ※測定する位置は、図示による。
	測定回数	* 1回 ○ 2回
	測定時期	※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。
	測定方式	拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。
	分析方法	厚生労働省の示している分析方法による。 (測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。)
▶	3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。
▶	4. 合法木材の使用	木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶	5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶	6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・ 風 速 ($V_0 = 30$ m/s) ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・ 垂直積雪量 (130 cm)
▶	7. 工事写真	工程写真及び完成写真は、帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課「工事写真の撮りかた」による。
▶	8. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告する。 ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。 <職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・スレート施工・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築タイル張・ALCパネル施工 カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・れんが積み施工・冷凍空調和機器施工・建築配管・熱絶縁施工・建築板金（ダクト板金） (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付する。 (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。
▶	9. 施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行を行う。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努める。 (6) 公道の汚染防止に努める。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議する。

<p>▶ 10. 交通安全管理</p>	<p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに工事の施工中の交通安全管理計画を策定し工事監督員に提出する。</p> <p>なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。</p> <p>(2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告する。</p> <p>(3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに工事監督員に連絡した後、書面により報告する。</p> <p>(4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。</p> <p>(5) 建設機械（ブルドーザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。</p>
<p>▶ 11. 工事完成時の提出図書等</p>	<p>工事が完成した時は、帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課「現場管理について」により、書類を整理のうえ、折り畳みコンテナ（蓋つき）に収納し提出する。印刷は全て製本会社によるものとする。</p> <p>(1) 完成図 <input type="checkbox"/> 作成する <input type="radio"/> 作成しない</p> <p>・ 縮小版製本（A3二つ折り） <input checked="" type="radio"/> 2部 <input type="radio"/> 3部</p> <p>・ 100%製本 <input type="radio"/> 1部</p> <p>・ 別途工事分完成図について <input type="radio"/> まとめる <input checked="" type="radio"/> まとめない</p> <p>・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF） CD-Rによる提出</p> <p>・ 設計原図の貸与 <input type="checkbox"/> 有り <input type="radio"/> 無し</p> <p>・ CADデータの貸与 <input type="checkbox"/> 有り <input type="radio"/> 無し</p> <p>※CADデータの貸与有りの場合</p> <p>* 完成図のCADデータ及びPDFデータ CD-Rによる</p> <p>(2) 保全に関する資料（提出部数 <input type="checkbox"/> 1部 <input type="radio"/> ___部）</p> <p>(3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書）</p> <p>各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。</p> <p>指導案内書 A4判カ-を標準とする 2部（住宅営繕課1＋施設1）</p> <p>同上データ CD-Rによる 1式</p> <p>(4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。</p>
<p>▶ 12. 高度技術・創意工夫</p>	<p>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。</p>
<p>▶ 13. 電力基本料金</p>	<p>本受電から引渡しまでの電力基本料金 <input type="checkbox"/> 本工事 <input type="radio"/> 別途</p>
<p>▶ 14. 発生材の処理等</p>	<p>発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。</p> <p>処分を行った場合は、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。</p> <p>明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。</p> <p>受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。</p> <p>ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。</p>

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次により、工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告する。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

1. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを工事監督員に提出すること。

- (3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
処分場所	受入先： (有) 中札内運輸
	片道運搬距離 (5.5 km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
処分場所	受入先： (株)鈴建興業
	片道運搬距離 (9.0 km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

- (5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

- (6) その他の発生材

種 類	石膏ボード類
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： 大心技研工業（株）
	片道運搬距離 (47.3 km)
種 類	ガラス
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)マテック本社
	片道運搬距離 (29.2 km)

種類	金属
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)マテック本社 片道運搬距離 (29.2 km)
種類	廃プラ
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (有) タナベ 片道運搬距離 (30.0 km)
種類	紙くず
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)マテック本社 片道運搬距離 (29.2 km)
種類	ガラスウール類
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)マテック本社 片道運搬距離 (29.2 km)
種類	がれき類
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (有) 中札内運輸 片道運搬距離 (5.5 km)
種類	非飛散性アスベスト
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	受入先： (株)北海道エコシスとよころドーム 片道運搬距離 (48.7 km)
種類	木くず
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)鈴建興業 片道運搬距離 (30.5 km)
種類	畳
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)マテック本社 片道運搬距離 (29.2 km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車					
業者名	(○	○	○)
許可番号	x	x	x	x	x

(8) 建設副産物実態調査に基づき、当該工事受注後速やかに「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の必要事項を記載し工事監督員に提出すること。

また、実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、工事完成時に工事監督員へ提出するとともに、1年間保存すること。

なお、「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」は、建設副産物に係わる情報入カシステム（一般財団法人日本建設情報総合センター）が提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等により作成すること。この取扱いにより難しい場合、工事監督員と別途協議すること。

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査 (7.1.3)

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。

なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

1. 分析調査

○ 行う ○ 行わない

(2) 保管 (7.2.1)

原則現場内に保管しないこととし、搬出するまでの間やむを得ず

保管する場合は、種類を表示し雨水の掛からない場所とする。

▶ 16. 特殊な建設副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
処分場所	【 】総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

1. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
処分場所	【 】総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン (7.3.2)

ハロン消火設備の消火剤は、ハロン消火設備設置業者に回収を委託。

処理区分	* 回収
処分場所	回収業者名：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器 (7.3.3)

製造業者に引き渡し。

処理区分	* 引き渡し
処分場所	製造業者名：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス (7.3.4)

製造業者に回収を委託。

種類	<input type="radio"/> 絶縁開閉器 <input type="radio"/> 絶縁変圧器 <input type="radio"/> 受変電機器
処理区分	* 回収
処分場所	製造業者名：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(5) PFOS（ペルフルオロ（オクタンー1ースルホン酸）） (7.3.5)

種類	<input type="radio"/> 泡消火剤 <input type="radio"/> その他
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	【 】総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の特殊な建設副産物 (7.3.5)

種類	<input type="radio"/>
処理区分	<input type="radio"/> 回収 <input type="radio"/> その他の処分方法 ()
処分場所	回収業者名：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)
	製造業者名：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)
【 】総合振興局（振興局）管内	住 所：
	片道運搬距離 (km)

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理する。

▶ 18. 自主施工期間の施工条件

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。

<工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事

▶ 19. 季節労働者などの雇用	工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。
▶ 20. 下請負人等への支払いの適正化	下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く（90日以内）するよう努める。
▶ 21. 火災保険等	<p>工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱は次による。</p> <p>(1) 付保する保険 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。 なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。</p> <p>(2) 保険金 原則として請負代金額とする。</p> <p>(3) 保険の期間 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。 工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。 完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。</p> <p>(4) 対象外工事 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。 (ア) 解体、撤去、分解又は片づけ工事 (イ) 外構工事</p> <p>(5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。</p> <p>(6) 保険証券等の提出 保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。</p> <p>(7) 協議 この取扱いにより難い事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。</p>
▶ 22. 法定外の労災保険の付保	<p>本請負工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p> <p>(2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。</p> <p>(3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>(4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p>

	<p>(5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</p>
<p>▷ 23. 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用</p>	<p>労働安全衛生法令で定める、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業については、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。</p>
<p>▶ 24. 現場環境改善</p>	<p>魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。</p>
<p>▷ 25. 快適トイレの設置</p>	<p>本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。</p> <p>(1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。</p> <p>(2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。</p> <p>ア. 快適トイレに求める標準仕様</p> <p>(ア) 洋式便座</p> <p>(イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）</p> <p>(ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）</p> <p>(エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）</p> <p>(オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）</p> <p>(カ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）</p> <p>イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品</p> <p>(ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>(イ) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）</p> <p>(ウ) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）</p> <p>(エ) 鏡付きの洗面台</p> <p>(オ) 便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>ウ. 推奨する仕様、付属品</p> <p>(ア) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）</p> <p>(イ) 擬音装置</p> <p>(ウ) 着替え台</p> <p>(エ) フラッパー機能の多重化</p> <p>(オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）</p> <p>(3) 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。</p> <p>ア. 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。</p> <p>イ. 具体的な実施内容や設置時期については、施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料を工事監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。</p>
<p>▶ 26. 建設業退職金共済制度</p>	<p>工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。</p>
<p>▶ 27. 工事標識</p>	<p>受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。</p>
<p style="text-align: center;">900</p>	<p style="text-align: center;">工 事 名</p> <p style="text-align: center;">工 期 自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発 注 者 帯 広 市</p> <p style="text-align: center;">監 理 帯 広 市 上 下 水 道 部 技 術 室 水 道 課 設 係</p> <p style="text-align: center;">受 注 者</p>
	1,800

<p>▶ 28. 工事実績情報の登録</p> <p>▶ 29. 施工体制台帳の整備</p> <p>▶ 30. 共同企業体編成表の提出</p> <p>▶ 31. 完成施設事後調査実施</p> <p>▶ 32. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応</p> <p>▷ 33. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応</p> <p>▷ 34. 週休2日モデル工事</p>	<p>注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地</p> <p>受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事実績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）</p> <p>建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。</p> <p>本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>帯広市工事請負契約に定める「かし担保」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。</p> <p>○ 一次調査 ※ 一次調査及び二次調査</p> <p>(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。</p> <p>また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。</p> <p>本工事は、「週休2日モデル工事」の対象工事である。</p> <p>(1) 建築、電気及び管工事のうち、受注者が希望する工事を「週休2日モデル工事」の対象とする。</p> <p>(2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、監督員に申し出のうえ「週休2日モデル工事」として施工できる。</p> <p>(3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）及び夏季休暇3日間（8月13日～15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(5) 4週8休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>[現場閉所率の算定方法]</p> $K(\%) = A / B \quad ※ K: \text{現場閉所率}(\%)$ <p>A: 対象期間における現場閉所日数 B: 対象期間の日数</p> <p>(6) 現場閉所とは、現場作業を行っていない日とするため、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業や現場事務所での書類整理等の事務的内業を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>(7) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>(8) 発注者は、以下の①～③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。</p>
---	--

● 第 2 章 仮 設 工 事

項 目	特 記 事 項																													
▶ 1. 騒音・粉塵等の対策	(1) 防音パネル (2.1.3) ○ 設ける (設置範囲：図示) * 設けない (2) 防音シート ○ 設ける (設置範囲：図示) * 設けない																													
▶ 2. 足場等	(1) 内部足場： * 脚立足場 ○ 枠組棚足場 (2.2.1) (2) 外部足場： ● 設置する 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 (3) 災害防止 (2.2.1) ● ネット状養生シート (● 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類) ○ 養生防護棚 ○ 金網張 ○ 金網式養生柵 ○ 養生シート (○ 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類) (4) 材料の運搬 (表2.2.1) ○ A種(二本構リフト等) ○ B種(トラッククレーン等) ○ C種(既存E V利用) ○ D種(既存階段) ○ E種(登り棧橋等)																													
▶ 3. 養生	(1) 既存部分・既存家具・既存設備等の養生： (2.3.1) * 行わない ● 行う 養生方法 * ビニルシート ○ _____ (2) 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管 * 行わない ○ 行う 養生の方法 * ビニルシート ○ _____ 保管場所 _____ (3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動： * 行わない ○ 行う 移動場所 _____																													
▷ 4. 仮設間仕切り等	(1) 仮設間仕切り等の種別 (2.3.2 表2.3.1)																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下 地</th> <th>材 質</th> <th>充填材</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ A種</td> <td>○ 木下地</td> <td>* せっこうボード (*9.5)</td> <td>厚さ mm</td> <td>○ 片面</td> </tr> <tr> <td>○ B種</td> <td>* 軽量鉄骨</td> <td>○ 合板 (*9.0)</td> <td>—</td> <td>* 無し</td> </tr> <tr> <td>○ C種</td> <td>○ 単管下地</td> <td>○ 防災シート</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設扉</td> <td>* 木製扉</td> <td>* 合板張り程度</td> <td>—</td> <td>* 無し</td> </tr> <tr> <td>○ 鋼製扉</td> <td>* 片面フラッシュ程度</td> <td>—</td> <td>○ 有り</td> </tr> </tbody> </table>	種別	下 地	材 質	充填材	塗 装	○ A種	○ 木下地	* せっこうボード (*9.5)	厚さ mm	○ 片面	○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板 (*9.0)	—	* 無し	○ C種	○ 単管下地	○ 防災シート	—	—	仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	* 無し	○ 鋼製扉	* 片面フラッシュ程度	—	○ 有り	
種別	下 地	材 質	充填材	塗 装																										
○ A種	○ 木下地	* せっこうボード (*9.5)	厚さ mm	○ 片面																										
○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板 (*9.0)	—	* 無し																										
○ C種	○ 単管下地	○ 防災シート	—	—																										
仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	* 無し																										
	○ 鋼製扉	* 片面フラッシュ程度	—	○ 有り																										
▶ 5. 監督員事務所及び備品等	(2) 設置箇所：図面による (1) 監督員事務所 (2.4.1) ○ 設ける * 設けない (* 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡) 程度 (2) 設備、備品は次に掲げるものの中から工事監督員との協議による。 机・椅子・書棚・黒板・寒暖計・ゴム長靴・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯・受注者加入電話の子機・衣類ロッカー・暖房機器・消火器・湯沸器・掃除機等																													

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6. 工事用便所 ▶ 7. 工事用水 ▶ 8. 工事用電力 ▶ 9. 指定仮設 ▷ 10. 交通誘導警備員 	<p>* 設ける</p> <p>構内既存の施設 ● 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない</p> <p>構内既存の施設 ● 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない</p> <p>* 仮設計画図による。</p> <p>建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。</p> <p>なお、交通誘導員の区分、配置位置及び設置日数は、次による。</p> <p>区分： ○ 交通誘導警備員A ○ 交通誘導警備員B</p> <p>位置： 図面による。 設置日数： _____</p> <p>警備員詰所： (○ 設ける ○ 設けない)</p> <p>表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th> <th style="text-align: center;">交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td>交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> <td>交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	交通誘導警備員A	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分								
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A								
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	交通誘導警備員A								
上記以外の路線	交通誘導警備員B								
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 11. 清掃員 	<p>建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。</p>								

● 第 3 章 防水改修工事

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 降雨等に対する養生方法	改修工事標準仕様書3.1.3(5)(7)～(9)による。 (3.1.3)
▷ 2. ルーフドレン回りの処理	改修用ドレン (3.2.5) (POAS、POAS I、POD、POD I、POS、POS I、POX工法の場合) * 設ける ○ 設けない
▷ 3. 既存下地の処理	(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等 * 図示 (3.2.6) (2) POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置 (3.2.6) * 改修標準仕様書 3.2.6(4)(7)(g)①～③による ○ _____
▷ 4. 既存防水層表面の仕上げ塗装	(3) 架台回り等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理 (3.2.6) * 図示 ○ _____ * 除去する ○ 除去しない (3.2.6) (M4AS、M4AS I、M4C、M4D I、L4X工法の場合)
▷ 5. 断熱材	各断熱工法で使用する断熱材は、ノンフロン仕様とする。
▷ 6. アスファルト防水	(1) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 改修標準仕様書 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示 (2) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 改修標準仕様書 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示

(3) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.3.2)

材質： * アルミニウム ○ _____
 形状： * L-30×15×2.0 ○ _____

(4) 屋根保護防水断熱工法の断熱材の材質及び厚さ： (3.3.2)

断熱材	厚さ
押出法 ^ホ スチレンフォーム断熱材 * 断熱材3種 b A (スチ層付き) (JIS A 9521) <input type="radio"/>	

(5) 屋根露出防水断熱工法の断熱材の材質及び厚さ (3.3.2)

断熱材	厚さ
JIS A 9521 (建築用断熱材) に基づく 次の発砲 ^ブ プラスチック断熱材 <input type="radio"/> ビーズ ^ホ スチレンフォーム * (JIS記号： ・スチ層等の区部：) <input type="radio"/> 押出法 ^ホ スチレンフォーム (JIS記号： ・スチ層等の区部：) <input type="radio"/> 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号若しくは2 号で透湿係数を除く規格に適合するも の (JIS A 9521) <input type="radio"/>	

(6) 絶縁用シート (3.3.2)

7. 屋根保護防水密着工法又は屋根保護防水絶縁工法
 * ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上 ○ _____
1. 屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法
 * フラットヤーンクロス 70g/m²程度 ○ _____

(7) 保護コンクリート (3.3.2)

7. 設計基準強度： * 18N/mm² ○ _____ N/mm²
 1. スランプ： * 15cm ○ 18cm

(8) 立上り部保護： * 設けない } ○ コンクリート (3.3.2)
 ○ 設ける } ○ 普通れんが及び化粧れんが
 ○ 乾式

(9) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.3.3 表3.3.3~10)

施工部位	工 法	種 別	立上り部の保護コ ンクリート
	○ P 1 B	○ B-1 * B-2 ○ B-3	適用： ○ 設けない ○ 設ける
	○ P 1 B I ○ T 1 B I	○ B I-1 * B I-2 ○ B I-3	工法： ○ 図示 ○ _____
	○ P 2 A I	○ A I-1 * A I-2 ○ A I-3	
	○ P 2 A	○ A-1 * A-2 ○ A-3	

施工部位	工 法	種 別	仕上塗料
	○ M4C	○ C-1 * C-2 ○ C-3 ○ C-4	種類： ○ _____
	○ M3D ○ POD	○ D-1 * D-2 ○ D-3 ○ D-4	使用量： ○ _____
	○ PODI ○ M3DI ○ M4DI	○ DI-1 ○ DI-2	* 製造所の指定による
施工部位	工 法	種 別	保護層
	○ P1E ○ P2E	○ E-1 * E-2 ○ E-1☆ (☆は表3.3.10の工程3を行う場合)	○ 設ける ○ 設けない

- (11) 既存の保護層並びに防水層の立上り部撤去
* 改修標準仕様書 表3.1.1による ○ 行わない
- (12) 脱気装置の種類及び設置数量
(M3D、POD、PODI、M3DI、M4DI工法の場合)
* アスファルトルーフィング類製造所の指定による
○ _____
- (13) 屋根露出防水絶縁断熱工法におけるルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置： (3.3.4)
* 図示 ○ _____
- (14) 平場の保護コンクリートの厚さ (3.3.5 表8.1.5)
7. こて仕上げ
* 80mm以上 ○ _____
床面の仕上がりが平たんさ ○ a種 ○ b種 ○ c種
1. 床タイル張り等仕上げ
* 60mm以上 ○ _____
- (15) 保護層等の屋上排水溝： (3.3.5)
○ 設けない ○ 設ける (図示)
- ▷ 7. 改質アスファルトシート防水 (1) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.4.2~3 表3.4.1~3)

施工部位	工法	種別	材質	仕上塗材
	○ M4AS	○ AS-T1 ○ AS-T2 ○ AS-J2	* R種	* シルバー
	○ M3AS ○ POAS	○ AS-T3 ○ AS-T4 ○ AS-J1 ○ AS-J3		
	○ M3ASI ○ M4ASI ○ POASI	○ ASI-T1 ○ ASI-J1	○ N種	○ カラー

- ※ 仕上塗材の使用量 (表3.4.1~3)
* 改質アスファルトシート製造所の使用による
○ _____
- (2) 改質アスファルトシートの種類及び厚さ： (3.4.2)
* 公共建築改修工事標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○ _____

(3) 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ： (3.4.2)

* 公共建築改修工事標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○ _____

(4) 押え金物の材質及び形状寸法：

7. 材質 * アルミニウム ○ _____

1. 形状 * L-30×15×2.0 ○ _____

(5) 断熱材 (3.4.2)

* JIS A9521 (建築用断熱材) に基づく次の発砲プラスチック断熱材

材質	厚さ
* ビーズ法 ^ホ リスレンフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____)	
* 押出法 ^ホ リスレンフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____)	○ 30 ○ 50 ○ 100
硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は ○ 2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (JIS A 9521)	

○ _____

(6) M3AS、POAS、M3ASI、M4ASI、POASI工法の脱気装置の種類及び設置数量 (3.4.3)

* 改質アスファルトシート製造所の指定による

○ _____

(7) M3ASI、M4ASI、POASI工法における防湿層シートの設置： (3.4.3)

○ 設ける ○ 設けない

▷ 8. 合成高分子系ルーフィングシート防水

(1) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.5.2~4 表3.5.1~3)

施工部位	工法	種別	厚さmm	仕上塗材
	○ POS	○ S-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-F2	* 2.0 ○	
	○ S4S	○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-M2	* 1.5 ○	
		○ S-M3	* 1.2 ○	
	○ POSI	○ SI-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-F2	* 2.0 ○	
	○ S4SI	○ SI-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-M2	* 1.5 ○	
	○ S3S	○ S-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-F2	* 2.0 ○	
	○ S3SI	○ SI-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-F2	* 2.0 ○	
	○ M4S	○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-M2	* 1.5 ○	
		○ S-M3	* 1.2 ○	
	○ M4SI	○ SI-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-M2	* 1.5 ○	
	○ P1S	○ S-C1	* 1.0 ○	

(2) 既存防水層 (立上り部等) の撤去 (POS (機械), POSI (機械), M4S, M4SI, S4S (機械), S4SI (機械) の場合) (3.1.4)

* ルーフィング類製造所の仕様による ○ 行わない

- (3) ルーフィングシート (JIS A 6008) の種類及び厚さ : (3.5.2)
 * 公共建築改修工事標準仕様書表3.5.1~表3.5.3による

- (4) 固定金具の材質及び寸法形状
 材料 * 防錆処理した鋼板 ステンレス鋼板
 片面又は両面に樹脂を積層加工したもの

 寸法形状 * 厚さ0.4mm以上

- (5) 絶縁用シートの材質 : (3.5.2)
 * 発泡ポリエチレンシート _____
- (6) 脱気装置の種類及び設置数量 : (3.5.3)
 * ルーフィングシート製造所の指定による

- (7) 断熱材の材質及び厚さ (3.5.2)

7. 機械的固定工法

材質	厚さ
* ビーズ法 ^ホ リスレンフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____)	
* 押出法 ^ホ リスレンフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____)	<input type="radio"/> 30 <input type="radio"/> 50 <input type="radio"/> 100
<input type="radio"/> 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (JIS A 9521)	

4. 接着工法

材質	厚さ
* ビーズ法 ^ホ リスレンフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____)	
* 押出法 ^ホ リスレンフォーム (JIS記号: _____ ・スキン層等の区分: _____)	<input type="radio"/> 30 <input type="radio"/> 50 <input type="radio"/> 100
<input type="radio"/> 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (JIS A 9521)とし、ポリエチレンフォームの場合は密度及び熱伝導率がJIS A 9521に準ずるもの	

- (8) S-M2及びS I-M2で立上りが接着工法の場合の立上りシートの厚さ (表3.5.1~2)
 * 1.5mm
- (9) 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.5.1~2)
 * 合成高分子系ルーフィングシート防水製造所の指定による

- (10) S-M2及びS I-M2の防湿用フィルムの設置 (表3.5.2)
 * 図示 _____
- (11) S-C1の工程4のモルタルの塗厚 (表3.5.2)
 _____ mm
- (12) プレキャストコンクリート下地の場合の目地処理 (接着工法) (3.5.4)
 * 図示 _____
- (13) プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り (S-F1又はS I-F1の場合) (3.5.4)
 * 図示

(14) 一般部のルーフィングシートの張付け（機械式固定工法の場合） (3.5.4)

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

- * 適用する
- 適用しない

(15) 立上り部の保護モルタルの塗厚（屋内保護密着工法の場合）

- * 7mm以下 ○ _____ (3.5.4)

▷ 9. 塗膜防水

(1) ウレタンゴム系塗膜防水の種別及び工程

(3.1.4 表3.1.1 3.6.3 表3.6.1~2)

施工箇所	工法	種別	脱気装置の種類及び設置数量	仕上塗材
	○ P O X	* X-1 ○ X-2	X-1: * 主材料製造所の指定による ○ _____	* シルバー ○ カラー
	○ L 4 X	○ X-1 * X-2	* 塗膜防水製造所の仕様による ○ _____	

※ 仕上塗料の使用量 (表3.6.1)

* 塗膜防水製造所の指定による

○ _____

※ ウレタンゴム系塗膜防水工事において、特定化学物質含有材料を使用する場合は、「特定化学物質障害予防規則」に基づく措置を適切に講じること。

(2) ゴムアスファルト系塗膜防水の種別及び工程

(3.1.4 表3.1.1 3.6.3 表3.6.1~2)

施工箇所	工法	種別	工程数	保護層
	○ P 1 Y ○ P 2 Y	* Y-2	○ _____	○ 設ける ○ 設けない

材料使用量

* 塗膜防水製造所の仕様による

▶ 10. シーリング

(1) 改修工法等

(3.1.4 表3.1.2)

施工箇所	改修工法
開口部廻り	シーリング充填工法
開口部廻り、水切り部	シーリング再充填工法
	拡幅シーリング再充填工法
	ブリッジ工法

(2) シーリング材の種類及び施工箇所

(3.7.2)

下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類
開口部廻り、水切り部	PU-2

(3) シーリング材の目地寸法

* 図示

(3.7.3)

(4) 接着性試験

(3.7.8)

* 行う (* 簡易接着性試験 ○ 引張接着性試験)

○ 行わない

▷ 11. とい

(1) といその他の材種:

(3.8.2)

○ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管

(2) とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔

(3.8.2)

7. 材種

* 熔融亜鉛めっき加工

○ _____

4. 形状及び取付け間隔

* 公共建築改修工事標準仕様書 表3.8.2による

○ 多雪区域の場合の軒どいの取付間隔 0.5mm以下

	(3) 防露材のホルムアルデヒド放散量： (3.8.2) * F☆☆☆☆ ○ _____
	(4) 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法： (3.8.3) * 図示 ○ _____
	(5) 鋼管製といの防露巻き： (3.8.3) * 改修標準仕様書 表3.8.4による ○ _____
	(6) たてどい受金物の取付け： * 図示 ○ _____ (3.8.3)
	(7) ルーフドレンの取付け： (3.8.3) * 水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填 ○ _____
▷ 12. アルミニウム製笠木	(1) 部材の種類 (3.9.2 表3.9.1) ○ 250形 ○ 300形 ○ 350形 ○ その他(図示)
	(2) 板材折曲げ形の笠木本体幅及び板厚 (3.9.2) ○ 笠木本体幅 _____ mm 板厚*2.0mm ○ _____ mm
	(3) 表面処理の種別 (3.9.2 表5.2.2) ○ AB-1種 ○ AB-2種 ○ AC-1種 ○ AC-2種 ○ BA-1種 ○ BA-2種 ○ BB-1種 ○ BB-2種 ○ BC-1種 ○ BC-2種 ○ C種
	(4) 既存笠木等の撤去及び新規アルミニウム笠木の下地補修 (3.9.3) 工法 * 図示 ○ _____
	(5) 板材折曲げ形の取り付け方法： (3.9.3) * 図示 ○ _____
	(6) 笠木の固定金具の工法等： (3.9.3) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 * 適用する ○ 適用しない
▷ 13. 保証	防水工事の保証期間は、(* 10年 ○ 年)とする。

● 第 4 章 外壁改修工事

項 目	特 記 事 項			
▶ 1. ひび割れ部改修	(1) コンクリート打放し仕上げ (4.1.4 4.2.2 4.3.5 4.4.6 4.5.2 4.5.5~6)			
ひび割れの幅	工 法	材 料	注入(口)間隔	注入量
0.2~ 1.0mm未満	* 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ○ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ○ 機械式エポキシ樹脂注入工法	エポキシ樹脂： ● 低粘度形 ● 中粘度形	* 200~ 300 ○	○
1.0mm以上	* Uカット材充填工法	● 可とう性エポキシ樹脂 ● シーリング材の種類 * 1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ○ ポリマーセメントモルタルの充填 ○ 行う ○ 行わない		
	(2) モルタル塗り仕上げ(4.1.4 4.2.2 4.3.5 4.4.6 4.5.2 4.5.5~6)			
ひび割れの幅	工 法	材 料	注入(口)間隔	注入量
0.2~ 1.0mm未満	* 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ○ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ○ 機械式エポキシ樹脂注入工法	エポキシ樹脂： ○ 低粘度形 ○ 中粘度形	* 200~ 300 ○	○

1.0mm以上	Uカットシール材充填工法	<input type="radio"/> 可とう性エポキシ樹脂 <input type="radio"/> シーリング材の種類 * 1成分形又は2成分形ポリウレタン系 <input type="radio"/> ポリマーセメントモルタルの充填 <input type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 行わない
---------	--------------	--

※ モルタルを撤去する モルタルを撤去しない
(3) タイル張り仕上げ (4.1.4 4.2.2 4.3.5 4.4.6 4.5.2 4.5.5~6)

ひび割れの幅	工 法	材 料	注入間隔	注入量
0.2~ 1.0mm未満	* 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 <input type="radio"/> 手動式エポキシ樹脂注入工法 <input type="radio"/> 機械式エポキシ樹脂注入工法	エポキシ樹脂： <input type="radio"/> 低粘度形 <input type="radio"/> 中粘度形	* 200~300 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1.0mm以上	Uカットシール材充填工法	<input type="radio"/> 可とう性エポキシ樹脂 <input type="radio"/> シーリング材の種類 * 1成分形又は2成分形ポリウレタン系 <input type="radio"/> ポリマーセメントモルタルの充填 <input type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 行わない		

※ タイルを撤去する タイルを撤去しない

(4) 樹脂注入工法のコア抜き確認 (4.3.4 4.4.5)

* 行わない

行う

抜き取り個数 * 長さ500mごと及びその端数につき1個

補修方法 * 図示 _____

▶ 2. 欠損部改修

(1) コンクリート打放し仕上げ (4.1.4 4.2.2 4.3.3 4.3.7 4.4.3 4.4.8)

工 法	材 料
* 充填工法 <input type="radio"/>	* ポリマーセメントモルタル <input type="radio"/> エポキシ樹脂モルタル

(2) モルタル塗り仕上げ (4.1.4 4.2.2 4.4.3 4.4.8~9 表4.4.1)

工 法	材 料
<input type="radio"/> 充填工法	* ポリマーセメントモルタル <input type="radio"/> エポキシ樹脂モルタル
<input type="radio"/> モルタル塗替え工法	<input type="radio"/> 既調合材料 <input type="radio"/> 現場調合材料【改修工事標準仕様書 4.2.2(7)(ア)(a)による】

※ 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置： * 図示

(4.4.9)

※ モルタル塗替え工法の既製目地材：

(4.2.2)

使用する（形状 _____）

(3) タイル張り仕上げ (4.1.4 4.2.2 4.5.3 4.5.7~8 表4.5.1)

工 法	材 料
<input checked="" type="radio"/> タイル部分張替え工法 <input type="radio"/> タイル張替え工法	<input checked="" type="radio"/> ポリマーセメントモルタル <input type="radio"/> 一液反応硬化形変成シリコン樹脂系

既調合モルタル _____

▷ 3. 鉄筋露出部の処理

部分的に露出している鉄筋及びアンカー金物等は、健全部が露出するまでコンクリートをはつき、ワイヤーブラシ等でケレンを行い錆を除去し、鉄筋コンクリート用防錆材等を塗り付け、防錆処理を行う。

防錆処理の仕様については、工事監督員と協議する。 (4.3.3)

▷ 4. 浮き部改修 (1) モルタル塗り仕上げ (4.1.4 4.2.2 4.4.4 4.4.8~15)

改修工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入力
	一般部	指定部	一般部	指定部	(mL/箇所)
○ アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	* 16 ○	* 25 ○	—	—	* 25 ○
○ アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	* 25 ○
○ アンカーピンニング全面ポリマー セメントスラリー注入工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	* 50 ○
○ 注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	* 9 ○	* 16 ○	—	—	* 25 ○
○ 注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 16 ○	* 25 ○
○ 注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 16 ○	* 50 ○
○ 充填工法	* ポリマーセメントモルタル ○ エポキシ樹脂モルタル				
○ モルタル塗替え工法	改修標準仕様書 4.4.9 表4.4.1による				

※ モルタル塗替え工法の既製目地材： (4.2.2)
○ 使用する (形状) ○
(2) タイル張り仕上げ (4.1.4 4.2.2 4.4.10 4.5.4 4.5.7~15)

改修工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入力
	一般部	指定部	一般部	指定部	(mL/箇所)
○ アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	* 16 ○	* 25 ○	—	—	—
○ アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	* 25 ○
○ アンカーピンニング全面ポリマー セメントスラリー注入工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	* 50 ○
○ 注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	* 9 ○	* 16 ○	—	—	—
○ 注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 16 ○	* 25 ○
○ 注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 16 ○	* 50 ○
○ 注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定法			* 9 ○	* 16 ○	—
○ タイル部分張替え工法	○ ポリマーセメントモルタル				
○ タイル張替え工法	○ 一液反応硬化形変成シリコン樹脂系				

※ アンカーピンの本数について、浮き面積が1㎡以下の場合の本数は、公共建築改修工事標準仕様書の各改修工法による。

- (3) アンカーピンの材質等 (4.2.2)
* ステンレス鋼 (SUS304) 呼び径 4mm (丸棒) 全ネジ切り加工
○ _____
- (4) 注入口付アンカーピンの材質等
* ステンレス鋼 (SUS304) 外径 6mm程度
○ _____
- (5) モルタル塗替え工法の既製目地材： (4.2.2)
○ 使用する (形状) ○ _____

- ▷ 5. タイル張り仕上げ外壁 (1) 再生材利用タイルの使用：○ 使用する ○ 使用しない
 (2) 目地改修工法の種類： (4.1.4)
 ○ 目地ひび割れ部改修工法 ○ 伸縮調整目地改修工法
 (3) タイルの品質・役物： (4.2.2 4.5.8)

形状寸法	き じ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		工 法
		施釉	無釉	有	無	標	特	有	無	
×		○	○	○	○	○	○	○	○	
×		○	○	○	○	○	○	○	○	
×		○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 施工部位は、図示とする。

- (4) タイルの試験張り等： (4.2.2 4.5.8)
 試験張り ○ 行う * 行わない
 見本焼き ○ 行う * 行わない
 (5) タイル張替え工法における伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 * 図示 (4.5.8)
 (図面に明記の無い場合は、公共建築改修工事標準仕様書 4.5.1による)
 (6) シーリング材の目地寸法：図示 (3.7.3)
 (7) 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整塗材塗りの接着剤試験 (4.5.8)
 * 行わない ○ 行う
 (8) 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 (4.5.8)
 * 目荒し工法（改修工事標準仕様書4.4.9(3)）による
 ○ _____
 (9) セメントモルタルによるタイル張りの工法 (4.5.8)
 7. 外装タイル
 ○ 密着張り ○ 改良積上げ張り ○ 改良圧着張り
 4. ユニットタイル
 ○ マスク張り ○ モザイクタイル張り
 (10) 有機系接着剤による陶磁器質タイル張り (4.5.8)
 7. シーリング材
 ① 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
 * ポリウレタン系シーリング材 ○ _____
 ② 伸縮調整目地その他の目地
 * 変成シリコン系シーリング材 ○ _____
 (11) タイル張り替え工法 (4.5.8) (表4.5.4) (4.5.16)
 7. 伸縮調整目地改修工法における伸縮調整目地の位置及び寸法
 * 図示 ○ _____
 4. タイルの種類及び工法
 ○ 外装タイル ○ ユニットタイル

▶ 6. 塗り仕上げ外壁等改修

- (1) 仕上塗材の種類及び工法(4.1.5 4.2.2 表4.2.4 4.6.5 表4.6.6)

施工部位	種類	呼び名	仕上げ	工法
図示	薄付け仕上塗材	可 外 E	砂壁状	吹付け

※1 仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法は、表4.2.4による

※2 呼び名の凡例

種類	呼び名
薄付け仕上塗材	外 S i : 外装薄塗材 S i 可外 S i : 可とう形外装薄塗材 S i 外 E : 外装薄塗材 E 可外 E : 可とう形外装薄塗材 E 防外 E : 防水形外装薄塗材 E 外 S : 外装薄塗材 S
厚付け仕上塗材	外厚 C : 外装厚塗材 外厚 S i : 外装厚塗材 S i 外厚 E : 外装厚塗材 E
複層仕上塗材	C E : 複層塗材 C E 可 C E : 可とう形複層塗材 C E S i : 複層塗材 S i E : 複層塗材 E R E : 複層塗材 R E 防 C E : 防水形複層塗材 C E 防 E : 防水形複層塗材 E 防 R E : 防水形複層塗材 R E
可とう形改修用仕上塗材	可改 E : 可とう形改修塗材 E 可改 R E : 可とう形改修塗材 R E 可改 C E : 可とう形改修塗材 C E

(2) 複層仕上塗材の耐候性等 : (4. 2. 2)

7. 耐候性 * 耐候形 3 種 ○ _____
 4. 触媒 * 水系 ○ _____
 3. 樹脂 * アクリル系 ○ _____
 1. 外観 * つやあり ○ _____

(3) 工程ごとの所要量等の確認 (4. 6. 2)

* 所要量等の確認方法は、防水形の仕上塗材の場合、単位面積当たりの使用量によることとし、仕上りの程度の確認は、改修工事標準仕様書表 4. 6. 1 による

(4) 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整の工法 (4. 6. 3)

- * 高圧水洗工法
 (50MPa 程度の温水による洗浄(はく離剤を使わない))
 ● サンダー工法 ○ 水洗い工法
 ○ 塗膜はく離剤工法後、高圧水洗(10~15MPa)洗浄

(5) 外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法 (4. 2. 2 表 4. 2. 6)

施工部位	仕上げ形状	工法	下地挙動緩衝材
	○ 凹凸状 ○ 凸部処理 ○ ○	吹付け	○ 適用する
	○ ゆず肌上 ○ さざ波状 ○ ○	ローラー	○ 適用する

※ 1 ○ 模様材の種類 _____

* 所要量は製造所の仕様による

※ 2 ○ 外壁用仕上塗材の種類 _____

* 所要量は製造所の仕様による

※ 3 耐候性 * 耐候性 1 種 ○ _____

(6) 下地調整材 : * 下地調整塗材 (4. 6. 3)

- ポリマーセメントモルタル
 ○ 防水型仕上塗主材

(7) 処理範囲 * 図示 (4. 6. 3)

	(8) 下地面の補修 (4.6.3 表4.6.2~4.6.5) ○ ひび割れ部改修工法 ○ 浮き部改修工法 ○ 欠損部改修工法		
▷ 7. マスチック塗材塗り (4.7.2 表4.7.1)			
施工部位	種 別	仕上材	下地調整
	○ A種 ○ B種	○ A ○ E	○ RA種 * RB種 ○ RC種
	○ A種 ○ B種	○ A ○ E	○ RA種 * RB種 ○ RC種
※ 仕上材の凡例 A : アクリル樹脂エマル2回塗り E : つや有り合成樹脂エマルジョン [®] イト2回塗り			
▷ 8. 外壁用塗膜防水材	改修工事共通仕様書4.8.1~4.8.6による		

● 第 5 章 建具改修工事

項 目	特 記 事 項																				
▶ 1. 改修工法	(1) ○ かぶせ工法 ○ 撤去工法 (5.1.3) ※ 両方適用の場合の区分は、図示 (2) 新規に建具を設置する場合 (5.1.3) 壁部分の開口の開け方、新規建具周囲の補修方法及び範囲 * 図示																				
▷ 2. 防火戸	(1) 防火戸の指定 : (5.1.4) ○ 適用する 適用箇所 (* 建具表による ○ _____) ○ 適用しない (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 : (5.1.4) * 建具表による ○ _____																				
▶ 3. 見本の製作等 取付け調整等	(1) 建具見本の製作 : * 行わない (5.1.5) ○ 行う (建具表により指定する。) (2) 特殊な建具の仮組 : * 行わない (5.1.5) ○ 行う (建具表により指定する。) (3) ブラインドボックス等の再使用 * 行わない (5.1.6) ○ 行う (建具表により指定する。) (4) 防犯建物部品 : * 適用する (5.1.7) ○ 適用しない																				
▷ 4. アルミニウム製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級 (5.2.2)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>* A種</th> <th>○ B種</th> <th>○ C種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枠の見込寸法 (mm)</td> <td>* 70(注) ○ 100</td> <td>* 70(注) ○ 100</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>耐 風 圧 性</td> <td>S-4</td> <td>S-5</td> <td>S-6</td> </tr> <tr> <td>気 密 性</td> <td colspan="2">A-3</td> <td>A-4</td> </tr> <tr> <td>水 密 性</td> <td colspan="2">W-4</td> <td>W-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 形式が引違い・片引き・上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合のA種、B種の枠の見込みは100mmとする。</p>	種 別	* A種	○ B種	○ C種	枠の見込寸法 (mm)	* 70(注) ○ 100	* 70(注) ○ 100	○	耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6	気 密 性	A-3		A-4	水 密 性	W-4		W-5
種 別	* A種	○ B種	○ C種																		
枠の見込寸法 (mm)	* 70(注) ○ 100	* 70(注) ○ 100	○																		
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6																		
気 密 性	A-3		A-4																		
水 密 性	W-4		W-5																		
	(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 * 図示 (3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 * 図示 (4) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 * 図示 (5.2.2)																				
	(5) 外部に面する建具の断熱性能による等級																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>枠見込寸法(mm)</th> <th colspan="2">断熱性能による等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引き違い</td> <td>○ 70</td> <td>○ H-1</td> <td>○ H-2 (枠絶縁)</td> </tr> <tr> <td>引き違い</td> <td>○ 100</td> <td>○ H-2 (枠絶縁)</td> <td>○ H-3 (枠・障子絶縁)</td> </tr> <tr> <td>開 き</td> <td>○ 70</td> <td>○ H-1</td> <td>○ H-2 (枠絶縁)</td> </tr> <tr> <td>開 き</td> <td>○ 100</td> <td>○ H-2 (枠絶縁)</td> <td>○ H-3 (枠・障子絶縁)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	枠見込寸法(mm)	断熱性能による等級		引き違い	○ 70	○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)	引き違い	○ 100	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)	開 き	○ 70	○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)	開 き	○ 100	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)
種 類	枠見込寸法(mm)	断熱性能による等級																			
引き違い	○ 70	○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)																		
引き違い	○ 100	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)																		
開 き	○ 70	○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)																		
開 き	○ 100	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)																		

F I X	<input type="radio"/> 70	<input type="radio"/> H-2 (枠絶縁) <input type="radio"/> H-3 (枠・障子絶縁)
	<input type="radio"/> 100	

(6) 建具の表面処理 (5.2.4 表5.2.2)

建具部位	種 別
外部に面する建具	種別: * BB-1種 <input type="radio"/> BB-2種 <input type="radio"/> 色: <input type="radio"/> ブラウン系 <input type="radio"/> ブラック (* 標準色 <input type="radio"/> 特注色)
屋内の建具	種別: * BC-1種 <input type="radio"/> BC-2種 色: <input type="radio"/> ブラウン系 <input type="radio"/> ブラック <input type="radio"/> ステンカラー (* 標準色 <input type="radio"/> 特注色)

▷ 5. 網戸

(7) 結露水の処理方法: * 図示 _____ (5.2.4)

(8) 水切り板、ぜん板等: * 図示 _____ (5.2.5)

(1) 防虫網の材種: * ガラス繊維入り合成樹脂製 (5.2.3 5.3.3)

合成樹脂製 ステンレス (SUS316)

線径: * 0.25mm以上 _____ mm以上

網目寸法: * 16~18メッシュ _____

▷ 6. 樹脂製建具

(1) 外部に面する建具の性能等級 (5.3.2 表5.3.1)

種 別	<input type="radio"/> A種	<input type="radio"/> B種	<input type="radio"/> C種
枠の見込寸法 (mm)	* 建具表による <input type="radio"/>	* 建具表による <input type="radio"/>	* 建具表による <input type="radio"/>
耐風圧性	S-4	S-5	S-6
気密性	A-4		
水密性	W-4	W-5	

(2) 外部に面する建具の遮音性能等級 (5.3.2 表5.3.2)

種 別	<input type="radio"/> T-A種	<input type="radio"/> T-B種
性能等級	T-1	T-2

(3) 外部に面する建具の断熱性能等級 (5.3.2 表5.3.3)

種 別	<input type="radio"/> H-A種	<input type="radio"/> H-B種	<input type="radio"/> H-B種
性能等級	<input type="radio"/> H-4	<input type="radio"/> H-4	<input type="radio"/> H-4

▷ 7. 鋼製建具

(4) ガラス: * 複層ガラス 単板ガラス 三重ガラス (5.3.3)

(5) 表面色: 標準色 (白) 特注色 _____ (5.3.4)

(6) 水切り板、ぜん板等: * 図示 _____ (5.3.5)

(1) 簡易気密型ドアセット: 適用する (5.4.2 表5.4.1)

適用しない

(2) 耐風圧性 (外部) (5.4.2)

S-4 S-5 S-6

(3) 防音ドアセット、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5.4.2)

* 図示

(4) 断熱ドアセット、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5.4.2)

* 図示

(5) 耐震ドアセットとする場合の面内変形追随性の等級 (5.4.2)

* 図示

(6) 鋼板類 (5.4.3)

* JIS G 3302 * Z 1 2 又は F 1 2

▷ 8. 鋼製軽量建具

(7) 鋼板の厚さ: * 表5.4.2による 図面による (5.4.4)

(1) 簡易気密型ドアセット 適用する (A-3) (5.5.2)

(2) 防音ドアセット、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5.5.2)

* 図示

	(3) 断熱ドアセット、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5.5.2) * 図示
	(4) 耐震ドアセットとする場合の面内変形追随性の等級 (5.5.2) * 図示
	(5) 鋼板 ○ 亜鉛めっき鋼板 ○ ビニル被覆鋼板 (5.5.3) ○ カラー鋼板 ○ JIS G 3312 (色合は建具製造所の標準色とする) ○ JIS G 3302 (塗装は建具製造所の仕様とする)
	(6) 召合わせ、縦小口包み板等の材種 (5.5.3) * ステンレス ○ 鋼板 ○ アルミニウム合金
	(7) 鋼板の厚さ: * 表5.5.1による ○ 図面による (5.5.4)
▷ 9. ステンレス製建具	(1) 簡易気密型ドアセット: ○ 適用する ○ 適用しない (5.6.2)
	(2) 耐風圧性 (外部): ○ S-4 ○ S-5 ○ S-6
	(3) ステンレス鋼板 (5.6.3) 7. 屋外 * SUS304、SUS430JIL、SUS443J1 ○ 4. 屋内 * SUS304、SUS430JIL、SUS443J1、SUS430 ○
	(4) 表面仕上げ: * HL ○ 鏡面 (5.6.4)
	(5) 曲げ加工: * 普通曲げ ○ 角出し曲げ (5.6.5)
▶ 10. 木製建具	(1) 建具材の含水率の種別: ○ A種 * B種 ○ C種 (16.7.2)
	(2) フラッシュ戸の表面材及び表面厚さ (mm) (16.7.3) * 普通合板2.5以上 ○ 天然木化粧合板3.2以上 ○ 特殊加工化粧合板2.4以上
	(3) 工法 7. かまち戸の材料 (樹種) は標準仕様書表16.7.2による。 4. ふすまの材料、枠及びくつずりの材料は図示 ウ. かまち戸、ふすま、戸ふすま、紙張り障子の見込み寸法 * かまち (36mm)、ふすま (19.5mm)、戸ふすま (30mm)、 紙張り障子 (30mm) ● 図面による
▶ 11. 建具用金物	(1) 材質、形状及び寸法 (5.7.2 16.8.2) 7. 金物の種類及び見え掛り部の材質 * 建具表による ※ 建具表で指示のない建具金物は改修標準仕様書5章7節による 4. 金属製及び樹脂製建具に使用する丁番 * 改修標準仕様書5.7.2~3による ○ _____
	(2) 取付施工 (5.7.3) 取っ手類の取付高さ (床仕上げ面からの高さ) * 図示 * 建具表による ○ 建具製造所の使用による
	(3) マスターキー: ○ 製作する * 製作しない (5.7.4) ○ 既存のマスターキーに合わせる
	(4) 鍵: * 3本1組 ○ _____ (5.7.4)
	(5) 鍵箱: ○ 無し ○ 有り (5.7.4)
▷ 12. 自動ドア開閉装置	(1) 駆動装置の性能値 (5.8.2) * 改修標準仕様書表5.8.1による ○ 図示
	(2) 多機能トイレ出入口用駆動装置の性能値 (5.8.2) * 改修標準仕様書表5.8.2による ○ 図示

	(3) 検出装置の性能 * 改修標準仕様書表5.8.3による ○ 図示	
	(4) 戸の開閉方法は、建具表による。	(5.8.3)
	(5) 引き戸用検出装置の種類 * 光線（反射）センサー ○ 熱線センサー ○ その他（_____）	
	(5) 凍結防止措置： ○ 行わない * 行う（適用箇所は建具表による）	(5.8.3)
▷ 13. 自閉式上吊り引戸装置	性能：表5.9.1による。 ○ _____	(5.9.3)
▷ 14. 重量シャッター	(1) 型式及び機構 シャッターの種類 ○ 管理用シャッター ○ 外壁用防火シャッター ○ 屋内用防火シャッター ○ 防煙シャッター	(5.10.2)
	(2) 耐風圧強度： 7. 管理用シャッター _____ N/m ² 4. 外壁用防火シャッター _____ N/m ²	(5.10.2)
	(3) 開閉方法による種類 (5.10.2 表5.10.1) * 上部電動式（手動併用） ○ 上部手動式	
	(4) 保護装置 (5.10.2) 7. 不測の落下対策装置等 設置箇所 * 図示 4. 障害物感知装置 設置箇所 * 図示 ウ. 閉鎖する装置 * 可動座板式 ○ 障害物感知装置（自動閉鎖型） ※ 装置を設けかつ「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和48年12月28日 建設省告示第2563号）に定める基準に適合する危害防止機構 設置箇所 * 図示	
	(5) シャッターケース（防火、防煙以外のもの） (5.10.2) ○ 設ける ○ 設けない	
	(6) 注意喚起装置 ○ 音声発生装置 ○ 注意灯の設置 ○ シャッターへの危険表示 ○ シャッターの下降位置の表示	
	(7) 吹雪止め 吹き込み防止用サイドシール（3方）を設ける	
	(8) スラット及びシャッターケースの材質 (5.10.3) ○ JIS G 3302 めっき付着量 * Z12又はF12 ○ _____ ○ JIS G 3312 めっき付着量 * Z12又はF12 ○ _____	
▷ 15. 軽量シャッター	(1) 開閉形式による種類 * 手動式 (5.11.2) ○ 上部電動式（手動併用）	
	(2) 耐風圧強度： _____ N/m ² (5.11.2)	
	(3) スラットの材質の種類 (5.11.3) ○ JIS G 3312 めっき付着量 * Z06又はF06 ○ _____ ○ JIS G 3322 めっき付着量 * AZ90 ○ _____	
	(4) スラットの形状 * インターロッキング形 (5.11.4) ○ オーバーラッピング形	
	(5) 表面塗： * 標準色 ○ 指定色（焼付け塗装）	

▷ 16. オーバーヘッドドア	(5. 12. 2~3)																												
<table border="1"> <tr> <th>セクション材料による区分</th> <th>耐風圧区分 (Pa)</th> <th>開閉方式による区分</th> <th>収納形式による区分</th> <th>ガイドレールの材質</th> </tr> <tr> <td>○ スチールタイプ ○ アルミニウムタイプ ○ ファイバーグラス ○</td> <td>○ 125 ○ 100 ○ 75 ○ 50</td> <td>* バランス式 ○ チェーン式 ○ 電動式</td> <td>○ スタンダード ○ ローヘッド ○ ハイリフト ○ バーチャカル</td> <td>○ 溶融亜鉛めっき鋼板 ○ ステンレス鋼板 ○</td> </tr> </table>	セクション材料による区分	耐風圧区分 (Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質	○ スチールタイプ ○ アルミニウムタイプ ○ ファイバーグラス ○	○ 125 ○ 100 ○ 75 ○ 50	* バランス式 ○ チェーン式 ○ 電動式	○ スタンダード ○ ローヘッド ○ ハイリフト ○ バーチャカル	○ 溶融亜鉛めっき鋼板 ○ ステンレス鋼板 ○																			
セクション材料による区分	耐風圧区分 (Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質																									
○ スチールタイプ ○ アルミニウムタイプ ○ ファイバーグラス ○	○ 125 ○ 100 ○ 75 ○ 50	* バランス式 ○ チェーン式 ○ 電動式	○ スタンダード ○ ローヘッド ○ ハイリフト ○ バーチャカル	○ 溶融亜鉛めっき鋼板 ○ ステンレス鋼板 ○																									
▷ 17. ガラス	(1) ガラスの種類、厚さ及び性能区分等は建具表による。(5. 13. 2) ガラス留め材 (防火戸以外)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当</th> <th>建具の種類</th> <th>材</th> <th>種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>アルミニウム製</td> <td>* シーリング材</td> <td>○ ガスケット</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>鋼製</td> <td>* シーリング材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>ステンレス製</td> <td>* シーリング材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>鋼製軽量建具</td> <td>* シーリング材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>木製建具</td> <td>* 押縁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>プラスチック建具</td> <td>* ガスケット</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	該当	建具の種類	材	種	○	アルミニウム製	* シーリング材	○ ガスケット	○	鋼製	* シーリング材		○	ステンレス製	* シーリング材		○	鋼製軽量建具	* シーリング材		●	木製建具	* 押縁		○	プラスチック建具	* ガスケット	
該当	建具の種類	材	種																										
○	アルミニウム製	* シーリング材	○ ガスケット																										
○	鋼製	* シーリング材																											
○	ステンレス製	* シーリング材																											
○	鋼製軽量建具	* シーリング材																											
●	木製建具	* 押縁																											
○	プラスチック建具	* ガスケット																											
	(2) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ (5. 13. 3) * 表5. 13. 1による ○ 図面による ○ 建具の製造所の仕様による																												
	(3) 熱線反射ガラスの映像調整 (5. 13. 4) ○ 行う ○ 行わない																												
▷ 18. ガラスブロック積み	(1) 表面形状 ○ 図面による (5. 13. 5) 呼び寸法 ○ 図面による 厚さ ○ 図面による																												
	(2) 壁用金属枠、補強材：図面による (5. 13. 5)																												
	(3) カ骨の材質、寸法、形状 (5. 13. 5) * ステンレス鋼(SUS304)、径5. 5mmはしご形状複筋及び単筋 ○ 図面による																												
	(4) 化粧目地モルタル 色：_____ (5. 13. 5)																												
	(5) シーリングの種類 ○ 図面による (5. 13. 5)																												
	(6) 金属製化粧カバー、材質、寸法、形状 * 図示																												
	(7) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 (5. 13. 5) * 適用する ○ 適用しない																												
	(8) ガラスブロックの目地幅の寸法： (5. 13. 5) 平積み * 8mm以上15mm以下 ○ _____ 曲面積み * 曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15mm以下、内側6mm以上 ○ _____																												
	(9) 伸縮調整目地の位置： (5. 13. 5) * 6m以下ごとに10~25mm ○ 図示																												
	(10) 目地部のカ骨の補強方法： (5. 13. 5) * ガラスブロック製作所の仕様 ○ 図示																												

● 第 6 章 内装改修工事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 他の部位との取合い等	(6. 1. 3) (1) 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 * 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○ _____

- ▶ 2. 既存床の撤去並びに下地補修
 - (2) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
 - * 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
 -
 - (3) 天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修 (6.1.3)
 - * 既存のまま
 -
- ▶ 3. 既存壁の撤去並びに下地補修
 - (1) 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ● 図示 (6.2.2)
 - (2) 合成樹脂塗床材の除去等 ○ 機械的除去工法 (6.2.2)
 - 目荒し工法
 - (3) 改修後の床の清掃範囲： ○ 改修端部より1m程度 (6.2.2)
 - 図示
- ▶ 4. 既存天井の撤去並びに下地補修
 - (1) 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
 - * モルタル塗替え工法(改修標準仕様書 4.4.9) (6.3.2)
 - 図示
 - 既存下地材を再利用 ● 図示 (6.4.2)
- ▶ 5. 木下地等

- (1) 表面仕上げの程度 (6.5.1 表6.5.1~2)
- 7. 機械加工
 - A種 ○ B種 ○ C種 (適用箇所は図示)
- 4. 手加工
 - * 内部造作材 ○ H-A種 ○ H-B種 ○ H-C種
 - 適用箇所 * 図示
 - * 下地材 ○ H-A種 ○ H-B種 ○ H-C種
 - 適用箇所 * 図示
- (2) 木材の含水率 (6.5.2)

7.	部位	種別
	下地材	* A種(15%以下) ○ B種(20%以下)
	造作材	* A種(15%以下) ○ B種(18%以下)

- 4. ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○
- (3) 製材 (6.5.2)
 - 7. 「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	保存処理	材面の品質	含水率
			* 2級 ○				
			* 2級 ○				
			* 2級 ○				

イ. 「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	保存処理	材面の品質	含水率

ウ. 「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	保存処理	材面の品質	含水率
			* 1級 ○				* 10%以下
			* 1級 ○				* 10%以下
			* 1級 ○				* 10%以下

エ. 「製材の日本農林規格」以外による製材 (6.5.2 表6.5.4)

施工箇所	樹種	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率
			* A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	
			* A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	

			* A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	
--	--	--	--------------	-------------------	--

(4) 製材は、JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。

(5) カラマツの使用範囲は、束・母屋・土台・大引きとする。

(6) 造作用集成材等

(6.5.2)

7. 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	材種	見付け材面数	寸法 (mm)	見付け材面の等級
					* 1等 ○ 2等
					* 1等 ○ 2等
					* 1等 ○ 2等

イ. 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	材種	厚さ	見付け材面数	寸法 (mm)	見付材面の品質
		化粧薄板: 芯材:	/	面		* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等
		化粧薄板: 芯材:	/	面		* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等
		化粧薄板: 芯材:	/	面		* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等

ウ. 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	品名	材種	厚さ	寸法 (mm)	見付材面の品質
		化粧薄板: 芯材:	/		
		化粧薄板: 芯材:	/		
		化粧薄板: 芯材:	/		

エ. 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○

オ. 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	材種	寸法 (mm)	厚さ	見付材面の品質	含水率
	化粧薄板: 芯材:		/	* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
	化粧薄板: 芯材:		/	* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
	化粧薄板: 芯材:		/	* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○

カ. 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	材種	寸法 (mm)	厚さ	見付材面の品質	含水率
	化粧薄板: 芯材:		/	* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
	化粧薄板: 芯材:		/	* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
	化粧薄板: 芯材:		/	* 1等 ○ 2等 * 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○

(8) 造作用単板積層材 (6.5.2)

7. 「単板積層材の日本農林規格」の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の化粧加工	防虫処理
			○ 有り (加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工) ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない
			○ 有り (加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工) ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない

イ. 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理
		○ 有り (加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工) ○ 無し ()	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 有り (加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工) ○ 無し ()	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない

ウ. 「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板 (6.5.2)

施工箇所	品名	材種	寸法(mm)	強度等級	種別	接着性能
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○	○	○	○ A種 ○ B種	○ B ○ C
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○	○	○	○ A種 ○ B種	○ B ○ C

(9) 合板等 (6.5.2)

7. 下地用合板

① 「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の材種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		* 5.5 ○ 図示		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ● 適用しない
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない

② 「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	保存処理	板面の品質	等級	接着の程度	防虫処理	強度等級
図示		* 12.0 ● 図示	○ ○	○ ○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	* 1類 ○ 2類	○ 適用する ● 適用しない	○ 適用する () ● 適用しない
		* 12.0 ○		○ ○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	* 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する () ○ 適用しない

イ. 「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 (6.5.2)

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
	○	○	○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
		○		○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

ウ. 「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 (6.5.2)

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
	○	○	○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
		○		○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

エ. 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 (6.5.2)

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理
	○	○	○ オパール ○ プリント ○ 塗装	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
	○	○	○ オパール ○ プリント ○ 塗装	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

オ. JIS A 5908によるパーティクルボード (6.5.2)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		* 13タイプ ○	○	○	* 15 ○
		* 13タイプ ○	○	○	* 15 ○

カ. 構造用パネルの日本農林規格による構造用パネル (6.5.2)

施工場所	品名	厚さ(mm)

キ. JIS A 5905によるミディアムデンシティファイバーボード (MDF) (6.5.2)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		○	○	○	○
		○	○	○	○

(10) 接合具等 (6.5.3)

7. 釘等
造作材化粧面の釘打ち * 隠し釘打ち ○ _____

4. 諸金物 (6.5.3)
形状、寸法及び材質 * 表6.5.5～表6.5.7による
○ 図示

ウ. 接着剤 (6.5.3)
ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____

(11) 木れんがの接着工法に使用する接着剤 (6.5.4)
ホルムアルデヒド放散量: * F☆☆☆☆ ○ _____

(12) 防腐・防蟻・防虫処理 (6.5.5)

7. 表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。

4. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材
適用部位 (_____)

ウ. 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分		
	○ K2	○ K3	○ K4
	○ K2	○ K3	○ K4

イ. 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	* 改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②ア～エによる ○
	* 改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②ア～エによる ○

オ. 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

適用部位 () ○

カ. 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位 ()

保存処理の性能区分 * K3 ○

キ. 防虫処理

適用部位 ()

保存処理の性能区分 * K1 ○

(13) 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組 (6.5.6)

間仕切軸組に用いる木材

○ 杉 ○ 松 ○

床組に用いる木材

○ 杉 ○ 松 ○

※土間スラブ等の場合の土台、転ばし大引き等は「ひのき」又は改修工事標準仕様書6.5.6による保存処理木材とする

(14) 窓、出入口その他 (6.5.6)

窓、出入口その他に用いる木材

適用部位 ○ 吊元枠、水掛りの下枠及び敷居
○ ひのき ○

適用部位 ○ その他
○ 松 ○ 杉 ○

(15) 床板張り (6.5.6)

縁甲板及び上がりがまちに用いる木材

○ ひのき ○

(16) 壁及び天井下地 (6.5.6)

壁及び天井下地に用いる木材

○ ひのき ○

6. 軽量鉄骨天井下地

(1) 材料

7. 野縁等の種類 (6.6.2 表6.6.1)

施工部位	野縁等の種類
屋内	図示 * 19形
	○ 25形
屋外	○ 19形
	* 25形

(2) 形状及び寸法 (6.6.3 表6.6.2)

7. 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔

屋内	* 900mm程度 周辺部の端から150mm以内
屋外	○

4. 野縁の間隔

屋内	* 表6.6.2による
屋外	○

(3) 工法

7. 既存埋込みインサートを使用する場合

吊りボルトの確認試験

箇所数	確認強度
* 3箇所 (当該階)	* 400N程度
○	○

- イ. あと施工アンカーの確認試験
 * 改修工事標準仕様書6.6.4(ウ)による
- (4) 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合： (6.6.4)
 補強方法 * 図示 ○
- (5) 天井ふところが1.5m以上の場合 (6.6.4)
 補強方法 * 改修標準仕様書6.6.4(8)による ○ 図示
- (6) 天井ふところが3.0m以下の場合： (6.6.4)
 補強方法 * 改修標準仕様書6.6.4(8)による ○ 図示
- (7) 天井下地における耐震性を考慮した補強 (6.6.4)
 補強箇所 * 図示
 補強方法 * 図示

▶ 7. 軽量鉄骨壁下地

- (1) スタッド、ランナーの種類： (6.7.3 表6.7.1)

施工部位	スタッドの高さ	スタッド、ランナーの種類	
図示		○ 50形	● 65形
		● 90形	○ 100形
		○ 50形	○ 65形
		○ 90形	○ 100形

▶ 8. ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

- (2) スタッドの高さが5mを超える場合： * 図示(6.7.3 表6.7.1)

- (1) 材料 (6.8.2 6.8.3)
 7. ビニル床シート (JIS A 5705)

施工部位	種類	色柄	厚さ (mm)	工 法
図示	* FS	○ マーブル	* 2.0	○ 突付け
	○	● フレーン	● 2.5	○ 熱溶接
	* FS	○ マーブル	* 2.0	○ 突付け
	○	○ フレーン	○ 2.5	○ 熱溶接
	* FS	○ マーブル	* 2.0	○ 突付け
	○	○ フレーン	○ 2.5	○ 熱溶接

- イ. ビニル床タイル (JIS A 5705) (6.8.2)

施工部位	種類	色柄	硬さの種類	厚さ (mm)
	* KT	○ マーブル	○ 300×300	○ 2.5
	○	○ フレーン	○ 450×450	* 2.0
	* KT	○ マーブル	○ 300×300	○ 2.5
	○	○ フレーン	○ 450×450	* 2.0
	* KT	○ マーブル	○ 300×300	○ 2.5
	○	○ フレーン	○ 450×450	* 2.0

- ウ. 特殊機能床材 (6.8.2)

① 帯電防止床シート、床タイル

施工部位	種類	性能	寸法	厚さ (mm)
	帯電防止床シート	体積抵抗値 () Ω 以下		○
	帯電防止床タイル		○	○

- ② 誘導用、注意喚起用床材 (JIS T 9251) (6.8.2)

区分	施工部位	種類	寸法 (mm)
屋外		○ 塩化ビニル系	○ 300×300
		○ レジンコンクリート系	○
		○ 磁器質タイル	
屋内		○ 塩化ビニル系	○ 300×300
		○ 磁器質タイル	○

※ 色は周囲の床材と識別しやすいものとする。

- ③ 防滑性床シート、床タイル (6.8.2)

施工部位	種類	寸法	厚さ (mm)
	防滑性床シート		○
	防滑性床タイル	○	○

④ その他 (6.8.2)			
施工部位	種類	厚さ (mm)	備考

イ. ビニル幅木 : (6.8.2)

材質の種類 ○ _____
 厚さ (mm) * 1.5以上 ○ _____
 高さ (mm) * 60 ○ _____

オ. ゴム床タイル : (6.8.2)

種類 ○ _____ 色柄 ○ _____
 厚さ (mm) ○ _____ 寸法 (mm) ○ _____

カ. 接着剤 (6.8.2)

① ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____

② 施工箇所の下地がセメント系及び木質系以外の場合の接着剤の種類別と施工箇所

種別 ○ _____
 施工箇所 ○ _____

③ 施工箇所の下地 (表6.8.1)

モルタル塗り下地、セルフレベリング材塗り下地及び木下地以外の下地の工法

施工箇所 ○ 図示 ○ 工法 _____

▷ 9. カーペット敷き

(1) 織じゅうたん (6.9.2 6.9.3)

該当	種別	織り方	パイルの形状	色	柄	帯電性
○	○ A種 ○ B種 * C種	○	○ ループ ○ カット	○	* 無地 ○	○ 適用する性能 * 人体帯電圧3kv以下 ○ ○ 適用しない

接合方法 * ヒートボンド工法 ○ _____

(2) タフテッドカーペット (6.9.3 6.9.4)

該当	パイルの形状	パイル長	帯電性	工法
○	○ ループ ○ カット		○ 適用する性能 * 人体耐電圧3kv以下 ○ ○ 適用しない	○ グリッパー * 全面接着

(3) ニードルパンチカーペット (6.9.2)

7. 厚さ (mm) ○ _____ (mm)
 4. 帯電性 ○ 適用する性能 * 人体耐電圧3kv以下 ○
 ○ 適用しない

(4) タイルカーペット (6.9.2)

該当	種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
○	* 第一種 ○ 第二種	* ループ ○ カット	* 500mm角 ○	* 6.5mm ○

(5) 下敷き材 : * 第2種2号 ○ _____
 * 呼び厚さ8mm ○ _____ (6.9.2)

(6) 見切、押さえ金物の材質、種類、形状 * 図示 (6.9.2)

(7) 接着剤 : (6.9.2)

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____

(8) タイルカーペット全面接着工法の敷き方 (6.9.3)
 平場 * 市松敷き ○ 模様流し ○ _____
 階段部分 * 模様流し ○ 市松敷き ○ _____

▶ 10. 合成樹脂塗床

(1) 弾性ウレタン樹脂系塗床 (6.10.3)

施工部位	区分	仕上げの種類	厚さ
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消	

(2) エポキシ樹脂系塗床 (6.10.3)

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ
図示	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	● 平滑 ○ 防滑	● 図示
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	

(3) 塗料のホルムアルデヒド放散量 (6.10.2)

* F☆☆☆☆ ○

▷ 11. フローリング張り

(1) 単層フローリング (6.11.2~8)

品名	材種	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装
○ フローリングボード1等	* なら ○	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ _____(mm) ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品
○ フローリングブロック1等	* なら ○	○ 接着	○ _____(mm) ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(2) 複合フローリング (6.11.2~8)

表面材の材種	種別	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装
* なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ A種 ○ B種 * C種	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ _____(mm) ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(3) 防湿処理の適用

○ 適用する ○ 適用しない

適用する施工箇所 ○ 図示

処理方法 * 改修工事標準仕様書6.11.4(2)(b)②による

○ _____

(4) 特殊フローリング (6.11.2~8)

品名	表面材の材種	仕上げ塗装
○ 屋内体育館アリーナ床 (JIS A 6519)	* なら	
○ 柔剣道場の床 (JIS A 6519)	* なら	

※ 塗装の凡例

素地 : 素地のまま W : 生地のまま、ワックス塗り
 OSW : オイルステルスワックス塗り(オイルステン2回、ワックス1回)
 UCB : ウレタン樹脂ワニス塗りB種 (2回塗り)
 WUC : 水性反応硬化形ウレタン(クリア)

WUP : 水性反応硬化形ウレタン4回塗り

(5) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 : (6.11.2)
 * F☆☆☆☆ ○

(6) 接着工法におけるフローリング裏面の緩衝材 : (6.11.5)
 * 合成樹脂発泡シート ○

(7) 現場塗装仕上げ (6.11.6)
 ○ 適用する ○ 適用しない
 適用する施工箇所 ○ 図示
 塗装の種類

▷ 12. 畳敷き

(1) 普通畳の種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 * D種
 D種の場合の畳床 ○ KT-I種 ○ KT-II種
 * KT-III種

原材料は公共建築工事標準仕様書19.6.2「材料」による。

(2) 柔道畳

畳床は、JIS A 5901 (畳床) の2級品とし、畳表は、柔道用レザー表地 (裏地ビニロン使用) とする。

▶ 13. せっこうボード、その他ボード及び合板張り

(1) せっこうボード及びその他のボードの規格は下表による。 (6.13.2~3)

該当	規格番号	規格名称	種類の記号
○	JIS A 5404	木質系セメント板	HW, MW, NW, HF, NF
○	JIS A 5430	繊維強化セメント板	0.8FK, 1.0FK
○	JIS A 5905	繊維板	HB, MDF, IB
○	JIS A 5908	パーティクルボード	RS, VS, DV, DO, DC
○	JIS A 6301	吸音材料	RW-F, RW-B, RW-BL, GW-F, GW-B, DR, IB,
○			WWCB, GB-P, HB-P
●	JIS A 6901	せっこうボード製品	GB-R, GB-S, GB-F, GB-L, GB-D, GB-NC

※ 各ボード類の種類、厚さ及び下地の種類は、図示

(2) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 : (6.13.2)

* F☆☆☆☆ ○ _____

(3) 普通合板の種類等 (6.13.2)

表板の樹種	板面の品質	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理
生地、透明塗料塗り * ラワン程度 ○	○	○	* 1類 ○	○ * 適用する
不透明塗料塗り * しな程度 ○				

(4) 天然木化粧合板の規格 (6.13.2)

化粧板の樹種	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理
○	○ 1種 ○ 2種	○	○ * 適用する

(5) 特殊加工化粧合板の規格 (6.13.2)

化粧加工の方法	表面性能	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理
○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装	○	○	○	○ * 適用する

(6) 遮音シール材 (6.13.2)

* 適用する (○ シーリング材 ○ ジョイントコンパウンド)
 ○ 適用しない

▶ 14. 壁紙張り

- (7) 下地の種類 * 図示 (6.13.3)
 (8) 合板類の張付けの種類: ○ A種 * B種 (6.13.3)
 (9) せっこうボードの目地工法の種類
 * 突付け工法 ○ 継目処理工法 ○ 目透し工法
 (1) 壁紙の品質等: (6.14.2)

施工部位	防火種別	種類
図示	* 1 - 1	○ 紙・布
	○ -	● ビニールクロス
	* 1 - 1	○ 紙・布
	○ -	○ ビニールクロス

個別認定の一例

防火種別	不燃下地	不燃石膏ボード	準不燃下地	金属下地
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	

防火種別 左の数字は、旧通則認定における検定級に基づく区分

▷ 15. モルタル塗り

- (2) ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____
 (3) 下地調整の種類 (6.14.3)
 モルタル・プラスター面 * RB種 ○ _____
 コンクリート・ALC面 * RB種 ○ _____
 せっこうボード面 * RB種 ○ _____
 (1) 材料 (6.15.3)
 ○ 現場調合材料 ○ 既調合材料 _____
 (2) 既製目地材 (6.15.3)
 ○ 設ける
 施工箇所 () 形状 (* 図示 ○)
 ○ 設けない
 (3) 下地処理 (6.15.5)
 壁面の場合で、仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処理
 ○ 処理方法 _____
 (4) 床目地 (6.15.6)
 ○ 設ける (種類 * 押し目地 ○)
 * 目地割2m2程度、最大目地間隔3m程度
 ○ _____
 ○ 設けない

▷ 16. タイル張り

- (1) 伸縮調整目地の位置 (6.16.2)
 床タイル * 縦・横とも4m以内ごと ○ 図示
 床タイル以外 * 図示 ○
 (2) セメントモルタルによるタイル張り (6.16.3)
 再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない

施工箇所	用途による区分	形状寸法	きじ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
				施釉	無釉	有	無	標準	特注	有	無	
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○

試験張り ○ 行う ○ 行わない

見本焼き ○ 行う ○ 行わない

既調合モルタル * モルタルの製造所の仕様による

○ _____

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
 * 目荒し工法（改修工事標準仕様書6.15.5(3)による）

○ _____

(3) 有機系接着剤によるタイル張り (6.16.4)
 再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない

施工箇所	用途による区分	形状寸法	きじ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
				施釉	無釉	有	無	標準	特注	有	無	
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○

▷ 17. セルフレベリング材塗り

試験張り ○ 行う ○ 行わない
 見本焼き ○ 行う ○ 行わない
 接着剤のホルムアルデヒド放散量
 * F☆☆☆☆ ○

(6.17.2) (6.17.3)

施工部位	材 料	塗 厚
	○ 石こう系	○ 10 mm
	○ セメント系	○ mm
	○ 石こう系	○ 10 mm
	○ セメント系	○ mm

● 第 7 章 塗装改修工事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (7.1.3) * F☆☆☆☆ ○
▶ 2. 下地調整	(1) RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 (7.2.2) (表7.2.1~7) * 塗替え面積の30% ○ _____ (7.2.2) (表7.2.1~7)
▶ 3. 木部塗装	(7章各節)

該当	塗 装 の 種 類	塗 り 種 別 (塗 り 回 数)	下 地 調 整
●	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP) 塗料の種類 * 1種 ○ 2種	新規(屋外) * A種 ○ B種	不透明塗料塗り * RA種 ○ RB種
		新規(屋内) ○ A種 * B種	透明塗料塗り ○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂エ ナメル塗り (FE)		* RC種
○	ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC)	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
○	クリヤーラッ カー塗り (CL)	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
○	オイルステイン 塗り (OS)		* RB種
○	つや有り合成樹 脂 エマルジョンペ イント 塗り (EP-G)	新規 * A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種

○	水性反応硬化形ウレタン塗り (WUP)	シーラー ○ あり ○ なし 塗回数 ○ 2回 ○ 3回	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	水性反応硬化形ウレタンクリア塗り (WUC)	シーラー ○ あり ○ なし 塗回数 ○ 2回 ○ 3回 ○ 4回	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	木材保護塗料塗り (WP) 屋外	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○			

4. 鉄部塗装 (1) 鉄鋼面 (7章各節)

該当	塗装の種類	塗り種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
●	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	新規 ○ A種 * B種	見え掛り * A種 ○ B種 ○ C種 見え隠れ ○ A種 * B種 ○ C種	* A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し		○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂エナメル塗 (FE)			* A種 ○ B種	* RC種
○	つや有合成樹脂イマルジョンペイント塗り (EP-G) 屋内	新規 ○ A種 * B種	見え掛り * A種 ○ B種 ○ C種 見え隠れ ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 * B種	* RA種 ○ RB種 ○ RC種 * RA種 ○ RB種 ○ RC種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し		○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外 上塗り塗料等級 ○ 1級 ○ 2級 ○ 3級	新規 * A種		* A種 ○ B種	* RA種
		塗替 ○ A種 ○ B種 ○ C種		* A種 ○ B種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

(2) 亜鉛めっき鋼面 (7章各節)

該当	塗装の種類	塗り種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	新規 ○ A種 * B種	○ A種 * B種 ○ C種	屋内 * A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
	塗料の種類 * 1種 ○ 2種	塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し	屋外 * A種 ○ B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂エナメル塗 (FE)			* A種 ○ B種	* RC種

○	つや有合成樹脂 イマルジョンペイント塗 り (EP-G) 屋内	新規 ○ A種 * B種	○ A種 ○ B種 ○ C種	* C種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し		○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	耐候性塗料塗 り (DP) 屋外	新規 * A種		* A種 ○ B種	* RA種
		上塗り塗料等級 ○ 1級 ○ 2級 ○ 3級	塗替 ○ A種 ○ B種 ○ C種	* A種 ○ B種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

(3) 鋼製建具面

該当	塗装の種類	塗り種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP) 塗料の種別 * 1種 ○ 2種	新規 ○ A種 * B種	* A種 ○ B種 ○ C種	屋内 * A種 ○ B種	* RC種
		塗替 * A種 ○ B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し	屋外 * A種 ○ B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗 (FE) 屋内			* A種 ○ B種	* RC種
○	耐候性塗料塗 り (DP) 屋外	新規 * A種			* RA種
		上塗り塗料等級 ○ 1級 ○ 2級 ○ 3級	塗替 ○ A種 ○ B種 ○ C種		○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

▷ 5. モルタル面及び
プラスター面の塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	アクリル樹脂系 非水分散型塗料 塗り (NAD)	○ A種 * B種	* 乾燥、汚れ、付着物の除去 ○ ○ モルタル面 RB種
○	つや有合成樹脂 イマルジョンペイント塗 り (EP-G)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマル ジョンペイント 塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種

○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (EP-G・EP) (7.9.2)

* 改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

○ _____

▷ 6. コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)	○ A種 * B種	乾燥、汚れ、付着物の除去 コンクリート面 : * RB種 押出成形セメント板 : * RB種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	耐候性塗料塗り (DP)	○ A-1種 ○ B-1種 ○ C-1種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
		○ A-2種 ○ B-2種 ○ C-2種	○ RA種 ○ RB種 * RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (EP-G・EP) (7.9.2)

* 改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

○ _____

▶ 7. 石こうボード面及びその他のボード面の塗装

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
●	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
●	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種

○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
		塗替	○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○				

(1) 塗替えの場合のしみ止め (EP-G・EP) (7.9.2)

* 改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

- _____
- _____

● 第 8 章 耐震改修工事

項 目	特 記 事 項																				
▷ 1. 鉄筋の種類	(8.2.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当</th> <th>鉄筋の種別</th> <th>適用径 (mm)</th> <th>種 類 の 記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>異形鉄筋</td> <td>D16以下</td> <td>* SD295A ○ SD345</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>異形鉄筋</td> <td>D19以上</td> <td>○ SD295A * SD345</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>小形丸鋼</td> <td></td> <td>* SR235</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	該当	鉄筋の種別	適用径 (mm)	種 類 の 記 号	○	異形鉄筋	D16以下	* SD295A ○ SD345	○	異形鉄筋	D19以上	○ SD295A * SD345	○	小形丸鋼		* SR235	○			
該当	鉄筋の種別	適用径 (mm)	種 類 の 記 号																		
○	異形鉄筋	D16以下	* SD295A ○ SD345																		
○	異形鉄筋	D19以上	○ SD295A * SD345																		
○	小形丸鋼		* SR235																		
○																					
▶ 2. 溶接金網	網目形状及び寸法 100×100mm 鉄線の径 6mm (8.2.2)																				
▷ 3. 鉄筋の加工及び組立	(1) 鉄筋の継手 (8.3.4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用径 (mm)</th> <th>接 合 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D16以下</td> <td>* 重ね継手 ○ ガス圧接継手 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手</td> </tr> <tr> <td>D19以上</td> <td>○ 重ね継手 * ガス圧接継手 ○ 機械式継手</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 鉄筋の継手の位置 * 図示 (8.3.4)</p> <p>(3) 柱及び梁の主筋並びに縦力壁の鉄筋の重ね継手の長さ (8.3.4) ○ 図示 ○ _____</p> <p>(4) 先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う接手を同一箇所に設ける場合の継手の位置 (8.3.4) ○ 図示 ○ _____</p> <p>(5) 鉄筋の定着の長さ: (8.3.4) ○ 図示 ○ _____</p> <p>(6) 仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表8.3.4のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 (8.3.4) ○ 図示 ○ 改修工事標準仕様書8.3.4(5)(イ)による</p> <p>(7) 帯筋組立の形、継手及び定着 * 図示 (8.3.4)</p>	適用径 (mm)	接 合 方 法	D16以下	* 重ね継手 ○ ガス圧接継手 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手	D19以上	○ 重ね継手 * ガス圧接継手 ○ 機械式継手														
適用径 (mm)	接 合 方 法																				
D16以下	* 重ね継手 ○ ガス圧接継手 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手																				
D19以上	○ 重ね継手 * ガス圧接継手 ○ 機械式継手																				
▷ 4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	(1) 鉄筋及び溶接金物の最小かぶり厚さ (8.3.5) * 改修標準仕様書表8.3.6による ○ 図示																				
	(2) 軽量コンクリートで土に接する部分 (8.3.5) ○ なし ○ 有り 適用箇所 _____ 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ mm																				
	(3) 耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等) (8.3.5) ○ なし ○ 有り 適用箇所 _____ 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ mm																				

▷ 5. 壁の配筋及び補強	(1) 配筋の種別 (8.3.7) 定着長さ ○ L1 * L2
▷ 6. 圧接完了後の試験	(2) 壁の配筋及び壁開口部の補強 * 図示 (8.3.7) 超音波探傷試験 * 行う ○ _____ (8.3.8)
▷ 7. 機械式継手	(1) 適用箇所 * 図示 ○ _____ (8.4.2) (2) 性能 * 図示 ○ _____ (8.4.2) (3) 種類 * 図示 ○ _____ (8.4.2) (4) 鉄筋相互のあき * 図示 ○ _____ (8.4.2) (5) 溶接完了後の継手部の試験 * 図示 ○ _____ (8.4.2) (6) 不合格となった場合の継手部への措置 * 図示 ○ _____ (8.4.2)
▷ 8. 溶接継手	(1) 適用箇所 * 図示 ○ _____ (8.4.2) (2) 性能 * 図示 ○ _____ (8.4.2) (3) 工法 * 図示 ○ _____ (8.4.2) (4) 鉄筋相互のあき * 図示 ○ _____ (8.4.2) (5) 溶接完了後の継手部の試験 * 図示 ○ _____ (8.4.2) (6) 不合格となった場合の継手部への措置 * 図示 ○ _____ (8.4.2)
▷ 9. コンクリートの種類	(1) コンクリートの種別 (8.1.3 表8.1.1) * I類 ○ II類 ※ JIS認定表示工場で、かつ、(社)コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定することとし、これにより難しい場合は工事監督員と協議すること。 (2) 建築基準法第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート (8.1.3) ○ 適用する 適用箇所 * 図示 ○ _____ ○ 適用しない
▷ 10. コンクリートの材料及び調査	(1) セメントの種類 (8.2.5) * 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 ○ セメント名 _____
▷ 11. 骨材	(2) 高炉セメントB種の使用部位 ○ _____ (8.2.5) (3) フライアッシュセメントB種の使用部位 ○ _____ (1) 砂利及び砂のアルカリシリカ反応性区分 * A ○ B (2) 砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性区分 * A ○ B ※ 試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関(大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金助成法に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他信頼に値する機関)であること。 (3) 骨材の最大寸法: * 25mm ○ 20mm ○ 図示 (8.2.5)
▷ 12. 混和材料	(1) 適用 (8.2.5) ○ 適用する ○ 適用しない (2) 種類 65 * 改修標準仕様書8.2.5(4)(a・b)による ○ _____
▷ 13. コンクリートの調査	(1) 構造体強度補正值(S) (8.2.5) ○ 3N ○ 6N 適用箇所 * 図示 (2) 混和材料の使用 (8.2.5) 7. 改修工事標準仕様書8.2.5(5)(b)⑦〜⑨以外の混和材料 ○ 使用する 適用箇所 * 図示

	使用方法使用量	
	* 関係資料を提出し、工事監督員の承諾を受ける	
	<input type="radio"/> _____	
	<input type="radio"/> 使用しない	
▷ 13. 構造体用モルタル	(1) モルタルの圧縮強度 <input type="radio"/> _____ (8.2.6)	
	(2) モルタルのフロー値 <input type="radio"/> _____	
▶ 14. 型枠の材料	(1) せき板の材料 * 合板 <input type="radio"/> _____ (8.2.7)	
	(2) 合板の厚さ * 12mm <input type="radio"/> _____	
	(3) スリーブに用いる材料 (8.2.7 表8.2.6)	
	<input type="radio"/> 材種 _____ <input type="radio"/> 規格 _____	
	(4) 外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し厚さ (8.7.8)	
	適用箇所 * 図示 <input type="radio"/> _____	
	(5) シアコネクタをセパレーターとして使用する場合 (8.7.8)	
	使用箇所 * 図示 <input type="radio"/> _____	
▶ 15. 普通コンクリート	(1) 設計基準強度 F_c (N/mm^2) の値は次のとおりとする。 (8.1.4)	
	● $18 N/mm^2$ 施工部位: <u>ソーダ室、ポンプ室</u>	
	<input type="radio"/> $21 N/mm^2$ 施工部位: _____	
	<input type="radio"/> _____ N/mm^2 施工部位: _____	
	(2) 所要スランプ	
	7. 基礎、基礎梁、土間スラブ * $18 cm$ <input type="radio"/> $15 cm$	
	4. 柱、梁、スラブ、壁 * $18 cm$	
	(3) 気乾単位容積質量 (8.1.3 8.2.7)	
	<input type="radio"/> 適用する	
	<input type="radio"/> 適用しない	
▷ 16. 軽量コンクリート	(1) 設計基準強度 F_c (N/mm^2) の値は次のとおりとする。 (8.1.4)	
	<input type="radio"/> $18 N/mm^2$ 施工部位: _____	
	<input type="radio"/> $21 N/mm^2$ 施工部位: _____	
	<input type="radio"/> _____ N/mm^2 施工部位: _____	
	(2) スランプ: * $21cm$ <input type="radio"/> _____ (8.9.2)	
	(3) 適用箇所: <input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/> _____ (8.9.1)	
	常時土又は水に直接接する部分	
	<input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/> _____	
	(4) 種類 <input type="radio"/> 1種 <input type="radio"/> 2種 (8.9.1)	
	(5) 気乾単位容積質量 (8.9.1)	
	<input type="radio"/> 適用する	
	<input type="radio"/> 適用しない	
▷ 17. 暑中コンクリート	構造体強度補正值 ($S * 6N/mm^2$) <input type="radio"/> _____ (8.10.2)	
▷ 18. 無筋コンクリート	(1) コンクリートの種類 (8.11.1)	
	* 普通コンクリート <input type="radio"/> _____	
	(2) 設計基準強度 F_c (N/mm^2) の値は次のとおりとする。 (8.11.1)	
	* $18 N/mm^2$ 施工箇所 _____	
	<input type="radio"/> _____ N/mm^2 施工箇所 _____	
	(3) スランプ: <input type="radio"/> $15cm$ <input type="radio"/> $18cm$ <input type="radio"/> _____ (8.11.1)	
	(4) 改修工事標準仕様書表8.1.1以外のコンクリートの適用 (8.11.1)	
	<input type="radio"/> 適用する 適用箇所 _____	
▷ 19. コンクリート表面の仕上り状態	(1) 合板せき板を用いる場合のコンクリートの打放し仕上げ種別 (8.1.4)	
	<input type="radio"/> A種 * B種 <input type="radio"/> C種	
	適用箇所 * 図示	
	(2) コンクリート仕上りの平坦さ	
	<input type="radio"/> a種 * b種 <input type="radio"/> c種	

▷ 20. あと施工アンカー

- 適用箇所 * 図示
- (1) 材料 (8. 2. 4)
- 金属系アンカー
- アンカー本体の径及び埋込み長さ * 図示
- 接合筋の種類、径及び長さ * 図示
- セット方法 * 本体打込み式改良型
- * 接着系アンカー
- アンカー筋の径及び埋込み長さ * 図示
- アンカーの種類 * カプセル形回転・打撃式 ○ 注入形
- 接着剤の品質 * 有機系 ○ 無機系
- アンカー筋の種類 ○ _____ * 図示
- アンカー筋の新設壁内への定着の長さ
- (2) あと施工アンカーの耐力 引張り耐力 _____ kN (8. 2. 4)
- せん断耐力 _____ kN
- (3) 埋込み配管等の探査範囲と探査方法 (8. 12. 4)
7. 探査範囲 * 穿孔範囲全て
- 図示
4. 探査方法 * 探査器により調査し、墨出しを行う
- はつり出しによる
- (4) 性能確認試験 ○ 行う * 行わない (8. 2. 4)
- (5) 施工確認試験 * 行う (確認強度 KN) (8. 12. 7)
- 行わない

※ 1ロット及び試験の箇所数は改修工事標準仕様書 8. 12. 7(7)、(イ)による

▶ 21. 鉄骨製作工場

- (1) 鉄骨加工業者の資格 (8. 1. 5)
- 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鉄骨工業会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場
- S ○ H ● M ○ R ○ J 以上とする
- (2) 施工管理技術者の配置
- * 適用する ○ 適用しない (8. 1. 5)

▶ 22. 鋼材

- (1) 鋼材の種類 (8. 2. 8)

該当	JIS規格番号	規格名称等	種類の記号	形状	寸法
●	G3101	一般構造用圧延鋼	SS400	*図示	*図示
●	G3136	建築構造用圧延鋼	SN400A、B、C	*図示	*図示
○				*図示	*図示
○				*図示	*図示

- (2) 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 (8. 2. 14)
- * 行わない ○ 行う

▶ 23. 鉄骨の工作図

- (1) 高力ボルト (8. 2. 9)
7. 種類
- * トルシア形高力ボルト
- * 建築基準法に基づき認定を受けたもの
- JIS形高力ボルト
- * セットの種類は2種 (F10T)
- 溶融亜鉛めっき高力ボルト
- * セットの種類は1種 (F8T相当)
4. 高力ボルトの呼び * 図示 (8. 2. 9)
- ウ. ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (8. 13. 2)
- 図示 ○ _____
- イ. すべり係数試験 : _____ (8. 14. 2)
- * 行わない

	○ 行う		
	試験方法等	○ 図示	○
	オ. 締付け		(8. 14. 7)
	ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量		
	○ 図示	○	
	(2) 普通ボルト		
	7. ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等		(8. 13. 2)
	○ 図示	○	
	(3) アンカーボルト		
	7. ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等		(8. 13. 2)
	○ 図示	○	
▷ 24. 仮組	* 行わない	○ 行う	(8. 13. 10)
▷ 25. 溶接材料	(1) 溶接棒等及びガス以外の溶接材料	* 図示	(8. 2. 10)
	(2) スタッド (JIS B 1198 (頭付きスタッド)) の種類	* 図示	(8. 2. 10)
	(3) 溶接部の外観試験		(8. 15. 11)
	試験方法等	○	
	確認方法等	○	
	(4) 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験		(8. 15. 11)
	* 行う		
	○ 行わない		
	(5) 開先及びスカーラップの形状	* 図示	(8. 15. 4 8. 15. 7)
	(6) 溶接作業者の技量付加試験		(8. 15. 3)
	○ 行わない		
	○ 行う		
	試験要領	○ 図示	○
	(7) エンドタブを切断する場合の適用箇所		(8. 15. 7)
	○ 有り		
	切断箇所及び切断範囲	* 図示	○
	(8) 切断面の仕上げ		(8. 15. 7)
	* グライNDERにより、粗さ100umRz程度以下及びノッチ深さ1mm程度以下		
	○		
▷ 26. 柱底均しモルタル	モルタルの種類 :	* 無収縮モルタル	○ (8. 2. 12)
▶ 27. 鉄骨の錆止め塗料	(1) 塗装の範囲及び種別		(8. 17. 2 8. 17. 4)
	7. 耐火被覆材の接着する面の塗装		
	○ 適用する	○ 適用しない	
	適用する場合の塗装の範囲及び種別		
	塗装範囲	○ 図示	○
	塗装種別	○	
	4. 耐火被覆材の接着する面以外の塗装		
	○ 適用する	○ 適用しない	
	適用する場合の塗装の範囲及び種別		
	塗装範囲	○ 図示	○ 改修工事標準仕様書
	塗装種別	○	8. 17. 2 (ア) ~ (オ)
	ウ. 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の塗装種別		
	* 改修標準仕様書表7. 3. 1のA種		
▷ 28. 耐火被覆の種類等	(1) 種類	* 耐火材吹付け	○ 耐火板張り (8. 18. 2)
		○ 耐火材巻付け	○ ラス張りモルタル塗り
		○ 耐火塗料	
	(2) 材料及び工法等		
	○ 図示	○	

▷ 29. 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	(3) 耐火性能 ○ 30分耐火 ○ <u>1時間耐火</u> ○ 2時間耐火 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理 (8. 20. 4) * 改修標準仕様書8. 20. 5(1) (7) 及び(イ)による
▶ 30. 既存部分の撤去等	○ _____ (1) 既存仕上げの撤去範囲 (8. 21. 2 8. 22. 2 8. 23. 2) ○ 最小限の範囲 ● 図示
▶ 31. 既存部分の処理	(2) 設備機器、配管等の撤去、移設 ● 図示 (3) 既存構造体の撤去範囲、鉄筋及び鉄骨の処置 ● 図示 (8. 21. 3 8. 22. 3 8. 23. 3) (1) 打継ぎ面となる範囲の目荒しの程度 ○ 平均深さ5mm ○ 平均深さ10mm ○ 図示 (2) 目荒らしの範囲 柱、梁 ○ 打継ぎ面の30% ○ 打継ぎ面の75% ○ 図示 壁面 ○ 打継ぎ面の15% ○ 打継ぎ面の30% ● 図示
▶ 32. 既存部との取合い部分	○ 割裂補強筋 ○ はしご筋 (8. 21. 6 8. 22. 7) 施工箇所 ● 図示
▷ 33. コンクリート及び構造体モルタルの打込み	打込み工法の種類 ○ 流込み工法 (8. 21. 8 8. 23. 5) ○ 圧入工法
▶ 34. 仕上げ	各工事後の仕上げ * 図示 (8. 21. 10 8. 22. 9 8. 23. 7 8. 24. 7)
▷ 35. 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法	柱頭柱脚の隙間寸法 ○ 図示 ○ _____ (8. 23. 6)
▷ 36. 連続繊維補強工法	(1) 材料 ○ 炭素繊維 ○ アラミド繊維 (8. 2. 13) ○ ガラス繊維 ○ _____ (2) 材質(含浸硬化後) 引張強度 _____ N/mm ² (8. 2. 12) ヤング係数 _____ N/mm ² (3) 工法 ○ シート工法 ○ テープ工法 (8. 2. 12) ○ ストランド工法 ○ _____ (4) ひび割れ部の改修 * 行う ○ 行わない (8. 24. 6) (5) 柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ ○ 図示 (8. 24. 6) (6) 連続繊維補強材の強度試験 ○ 行う (試験数量 _____) * 行わない (8. 24. 6)
▷ 37. 耐震スリット新設工事	(1) 施工 (8. 25. 2) ア. スリットの幅及び深さ ○ 図示 ○ _____ イ. 耐火材の使用箇所及び仕様 ○ 図示 ○ _____ ウ. 遮音材の使用箇所及び仕様 ○ 図示 ○ _____ エ. 既存部分の撤去部の補修 ○ 図示 ○ _____
▷ 38. 免震改修・制振改修・土工事及び地業工事	26節(免振改修工事)、27節(制御改修工事)28節(土工事及び地業工事)、2節(基礎工事)(8. 2. 15)に係る特記事項は、すべて図示とする。

● 第 9 章 環境配慮改修工事

項 目	特 記 事 項

▶ 1. 石綿含有建材の除去工事

施工調査 (9.1.1)

建材の石綿含有調査は、次による。
 施工調査の結果を書面により工事監督員へ報告する。
 調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。

(1) 調査範囲 (9.1.1)

- 分析調査 _____ ケ所
 調査部位 _____
- 分析調査済：含有建材等は、図面による。
 分析結果 ○ 石綿含有 ○ 石綿非含有
 分析方法は、JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定法」とする。
- 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与
 ○ 貸与 ○ 無
 分析調査済 _____ ケ所
 調査済部位 _____

(2) 分析方法 (9.1.1)

* JIS A 1481-2（建材製品中の含有率測定方法—第2部：試料採取及び石綿含有の有無を判定するための定性分析方法）とする。

(3) 石綿含有建材除去後の仕上げ ● 図示 (9.1.1)

- (4) 石綿粉じん濃度測定 * 行う ● 行わない
- 測定方法 ○ 図示 ○ _____
- 測定時期 ○ 図示 ○ _____
- 測定場所 ○ 図示 ○ _____
- 測定箇所数 ○ 図示 ○ _____

▶ 2. 除去工事共通事項

(1) 石綿作業主任者 (9.1.1)

石綿含有建材の除去は、石綿作業主任者技能講習修了者又は、平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の資格者のうちから、石綿作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。

(2) 除去作業者

石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という）は、石綿障害予防規則に基づく特別教育を受けた者とする。

なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者 (9.1.1)

廃石綿等を排出するとき、配置する。

(4) 表示及び掲示 (9.1.1)

- 7. 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者立入禁止
 ※表示場所：作業場の見やすい箇所
- 4. 大気汚染防止法に基づく事前調査結果の概要
 ※掲示箇所：公衆が見やすい場所（石綿がない場合も）
- ウ. 石綿作業主任者の氏名及び職務内容
 ※掲示場所：作業場の見やすい箇所
- イ. 石綿含有建材有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具
 ※掲示箇所：作業場の見やすい箇所（石綿がない場合も）

ナ. 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿はく露防止対策等の実施内容の掲示について（平成17年8月2日 基安発第0802001号）に基づく「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」
 ※掲示箇所：作業場の見やすい箇所、労働者及び周辺住民の見やすい場所

カ. 特定粉じん排出等作業を行う場合の届出の内容

※掲示方法：届出の内容を⑤に追記

キ. 石綿であること及び取扱い上の注意事項

※表示箇所：運搬又は保管する場合の容器等

(5) 保護具等 (9.1.1)

作業者は、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。作業者は、半円形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがね又はフードを併用する。

(6) 保護衣、作業衣 (9.1.1)

作業者は、隔離空間内で作業する場合は、保護衣を使用し、それ以外は作業衣を使用する。作業衣は石綿が付着しにくく、付着した石綿が容易に除去できるものとする。

(7) 除去した石綿等の保管及び運搬

除去した石綿含有建材を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の建設副産物等と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止措置を講ずる
 また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行う。

(8) 確認及び後片付け

除去作業が終了後、高性能真空掃除機で、床等を清掃する
 また、工事監督員の立会の上で、除去が十分行われていることを目視確認を受ける

(9) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法

種類 _____

処理方法 * 除去 ○ 封じ込み ○ 囲い込み

(処理を行う範囲は図示)

(10) 処理を行う保温材等の種類及び処理方法

種類 _____

処理方法 * 除去 ○ 封じ込み ○ 囲い込み

(処理を行う範囲は図示)

▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去等

(1) 石綿含有吹付け材の除去方法 (9.1.3)

* 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による

○ _____

(2) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止及び梱包 (9.1.1 9.1.3)

① 飛散防止 * 湿潤化 ○ 固化

② 梱包 * 密封処理（二重袋梱包） ○ _____

(3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法

○ 埋立処分

* 管理型最終処分場 場所 _____

○ _____ 場所 _____

○ 中間処理

* 無害化処理施設 場所 _____

○ _____ 場所 _____

▷ 4. 石綿含有保温材等の除去

(1) 石綿含有保温材等の除去方法 (9.1.4)

除去方法 ○ 破砕 ○ 手ばらし

- 除去方法 破砕 手ばらし
- (2) 作業場の隔離 * 行う 行わない (9.1.4)
- ▶ 5. 石綿含有成形板の除去 (1) 除去する成形板の種類 (9.1.5)
- 種類 フレキシブルボード
- 種類 _____
- 種類 _____
- (2) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有吹付材等の処分 (9.1.3)
- 埋立処分
- * 安定型最終処分場 場所 _____
- _____ 場所 _____
- 中間処理
- * 無害化処理施設 場所 _____
- _____ 場所 _____
- ▷ 6. 断熱アスファルト防水改修 工法の種類 (9.2.3)
- P1BI P2AI P0DI
- T1BI M3DI M4DI
- ▷ 7. 外断熱改修工事及び断熱・防露改修工事 (1) 共通事項：断熱材はノンフロン仕様とする。
- (2) 断熱材（現場発泡を除く） (9.3.2 9.5.2 9.5.4)

該当	保温材料の種類	材料の類別及び品質	厚さ(mm)
<input type="radio"/>	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	<input type="radio"/> <input type="radio"/> 1号 <input type="radio"/> 2号 <input type="radio"/> 3号 <input type="radio"/> 4号	
<input type="radio"/>	押出法ポリスチレンフォーム保温材（スキンなし）	<input type="radio"/> 1種b <input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> 2種b <input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> 3種a <input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D <input type="radio"/> 3種b <input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D	
<input type="radio"/>	硬質ウレタンフォーム保温材	<input type="radio"/> 1種 <input type="radio"/> 2種 <input type="radio"/> 1号 <input type="radio"/> 2号 <input type="radio"/> 3号 <input type="radio"/> 4号	
<input type="radio"/>	ポリスチレンフォーム保温材	<input type="radio"/> 1種 <input type="radio"/> 1号 <input type="radio"/> 2号 <input type="radio"/> 2種 <input type="radio"/> 3種	
<input type="radio"/>	フェノールフォーム保温材	<input type="radio"/> 1種1号 <input type="radio"/> 1種2号 <input type="radio"/> AI <input type="radio"/> BI <input type="radio"/> CI <input type="radio"/> DI <input type="radio"/> EI <input type="radio"/> AII <input type="radio"/> BII <input type="radio"/> CII <input type="radio"/> DII <input type="radio"/> EII <input type="radio"/> 1種3号 <input type="radio"/> AI <input type="radio"/> BI <input type="radio"/> CI <input type="radio"/> DI <input type="radio"/> EI <input type="radio"/> AII <input type="radio"/> BII <input type="radio"/> CII <input type="radio"/> DII <input type="radio"/> EII <input type="radio"/> 2種1号 <input type="radio"/> AI <input type="radio"/> AII <input type="radio"/> 2種2号 <input type="radio"/> AI <input type="radio"/> AII <input type="radio"/> 2種3号 <input type="radio"/> AI <input type="radio"/> AII <input type="radio"/> 3種1号 <input type="radio"/> AI <input type="radio"/> AII	

- (3) 外断熱改修 (9.3.2 9.3.3 9.3.4)
7. 外装材の種類、防火性能、通気層の有無及び厚さ * 図示
4. 既存外壁の処置
- 仕上げ材撤去 行う
 行わない
- 下地面の清掃 行う (_____)
 行わない
- 欠損分の改修 行う 工法 * 図示
 行わない
- ウ. 不陸等の下地調整 図示 _____
- イ. 断熱材の施工 _____ 図示
- オ. 建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法

		* 適用する 工法 _____ ○ 適用しない	
	カ. 外装材の施工	○ _____ ○ 図示	
	(4) 断熱・防露改修		
	7. 施工部位及び部位毎の厚さ	* 図示	(9.5.2)
	1. 断熱材後張り工法において、断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルの適用		
		○ 適用あり パネルの仕様 * 図示 ○ _____	
	(5) 断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量		(9.5.2 9.5.4)
	* F☆☆☆☆	○ _____	
	(6) 断熱材現場発泡工法に使用する断熱材（難燃性を有するもの）		
	断熱材の種類	* A種1 ○ A種1H ○ _____	(9.5.3)
	厚さ（mm）	○ _____	
▷	8. ガラス改修工事	(1) 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ	(9.4.2)
		* 図示 ○ _____	
		(2) 複層ガラスの厚さ * 図示 ○ _____	(9.4.2)
		(3) 断熱性による区分 * 図示 ○ _____	(9.4.2)
		(4) 複層ガラスの断熱性・日射遮へい性による区分	(9.4.2)
		* 図示 ○ _____	
		(5) 乾燥気体の種類 * 図示 ○ _____	(9.4.2)
▷	9. 屋上緑化改修工事	(1) 芝及び地被類の種類等 * 図示 ○ _____	(9.6.2)
		(2) 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等	
		* 図示 ○ _____	
		(3) 建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法	(9.6.3)
		* 適用する	
		○ 適用しない	
		(4) かん水装置	(9.6.3)
		○ 設置しない ○ 設置する（種類 _____）	
		(5) 既存保護層の撤去： ○ 行う ○ 行わない	(9.6.3)
		(6) 新植芝及び地被類の枯補償の期間	(9.6.4)
		* 引渡しの日から1年 ○ _____	

第10章 屋根工事

第11章 その他